文教福祉委員会

保健福祉部

- 1 救急医療
- 佐賀市健康づくり計画 「いきいきさがし21」
- 3 保健予防
- 4 少子化への対応
- 5 母子保健計画 「すこやか親子計画」の策定
- 6 母子保健
- 7 予防接種事業
- 8 佐賀市保健福祉会館
- 9 保健センター
- 10 佐賀勤労者総合福祉センター
- 11 佐賀市健康運動センター
- 12 高齢者福祉
- 13 障がい者の福祉
- 14 その他の福祉
- 15 民生委員・児童委員
- 16 生活保護
- 17 人権・同和政策
- 18 国民健康保険
- 19 国民年金
- 20 後期高齢者医療制度

佐賀市立富士大和温泉病院

教育委員会

- 1 第二次佐賀市教育基本計画
- 2 教育委員
- 3 子育て支援の充実
- 4 就学前からの教育の充実
- 5 家庭・地域・企業の教育力の向上
- 6 生涯学習の推進
- 7 佐賀市立図書館
- 8 市民スポーツの充実
- 9 魅力ある文化の醸成
- 10 文化芸術活動の振興
- 11 佐賀市文化会館・佐賀市民会館
- 12 佐賀市立東与賀文化ホール (東与賀ふれあい館)

保健福祉部

1 救急医療 [2-5]

(1) 在宅当番医制度

昭和 40 年 11 月 1 日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科 3・外科 1・婦人科 1 を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和 50 年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。

一次救急医療は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる一次救急医療体制(在宅当番医制度)の整備は、極めて重要なものであり、昭和52年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

なお、平成3年10月からは、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

- ※ 1 当番日につき、内科:3 医療機関、外科:2 医療機関の当番体制 (5 月の連休及び1月、2 月は、内科4、外科2、年末年始は、内科4、外科2、眼科1、
- 耳鼻科 1) ※ 日曜・祝日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114
- ※ 平成16年度より国・県補助金は廃止
- 診療科目別内訳 (平成 24 年度)

(単位:人)

診療科目	①佐賀市民	②その他	合 計①+②	割合 (%)	
内科·小児科	6,818	1, 150	7, 968	63. 7	
外科・整形外科・脳神経外科	2,624	720	3, 344	26. 7	
その他	862	343	1, 205	9.6	
合 計	10, 304	2, 213	12, 517	100.0	

○ 初診、再診別内訳

(単位:人)

		診療科目	①佐賀市民	②その他	合 計①+②
	411	内科・小児科	5, 392	956	6, 348
初	初診	外科・整形外科・脳神経外科	2,024	616	2,640
診 •	患者	その他	505	237	742
再		小 計	7, 921	1,809	9, 730
診 の	±	内科・小児科	1, 426	194	1,620
別	再診	外科・整形外科・脳神経外科	600	104	704
	患者	その他	357	106	463
	7 🗖	小 計	2, 383	404	2, 787
		合 計	10, 304	2, 213	12, 517

(2) 病院群輪番制病院

二次救急医療体制(病院群輪番制)は、昭和54年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制(在宅当番医制)の後方体制として、内科1・外科1を1組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の3市で運営している。事業内容は、日曜祝日及び年末年始の一次救急医療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、運営市(2市)から負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等を行っている。

※ 三次救急医療体制については、全県を一つの圏域と考え、県立病院好生館の館内に最 重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗 塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、平成17年9月には佐賀大学医学部附属病院が県内で2番目に救命救急センター の指定を受けている。

① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ(平成24年度)

ア 患者数等(佐賀地区)

(単位:人)

内	訳	内 科	小児科	外 科整形外科	産婦人科	その他	合 譚	+
入	院	72	12	49	11	5	1	49
外	来	2, 273	71	861	11	26	3, 2	42
合	計	2, 345	83	910	22	31	3, 3	91

イ 取扱患者の来院・方法別内訳

(単位:人)

ı,bı	≑ □	初期救急医療施設からの転送			そ	の	他	合 計
F.1	内 訳 救急		その他	小計①	救急車 その他		小計②	1)+2)
入	院	4	3	7	40	102	142	149
外	来	0	2	2	105	3, 135	3, 240	3, 242
合	計	4	5	9	145	3, 237	3, 382	3, 391

(3) 救急医療情報システム

昭和57年3月1日から、県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」が救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成4年3月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。

また、平成 14 年度からインターネット等のメディアの拡充、平成 23 年度からは多機能情報端末の全救急車への配備により、サービスの向上が図られている。

当該救急医療情報システムは、医療機関、救急医療情報センター、各地区消防本部を相互にインターネット等で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、県民は、地区消防本部へ問い合わせることにより、同システムの正確な医療情報を速やかに入手することができる。

なお、財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており救急医療情報システムの運営は

平成19年度から佐賀県救急医療情報センター(佐賀県)で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担している。

(4) 佐賀市休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科 医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和61年8月3日に佐賀市休日救 急歯科診療所を開設した。

以降、平成 12 年 4 月 8 日に「ほほえみ館」東側に開設した「佐賀市休日等急患センター」内へ移設後、平成 15 年 1 月 12 日に「佐賀市休日等急患センター」内から「ほほえみ館」内へ移設している。

平成18年4月1日からは、佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町(4 市 1 町)の広域 的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全 面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

① 佐賀市休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所在地	佐賀市兵庫北三丁目8番36号 佐賀市保健福祉会館内
設置者	佐 賀 市
管理運営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市歯科医師会
設立年月日	昭和 61 年 8 月 3 日
延床面積	82. 58 m²
診療日	日曜日、祝日、8月15日、12月31日~1月3日
診療時間	午前 9 時 30 分~午後 4 時
電話番号	0952-36-9164

② 佐賀市休日歯科診療所の市町別患者数

(単位:人)

	市町村名 平成		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
診	療 日	数	71	69	70	72
佐	賀	市	633	622	585	637
多	久	市	37	26	27	35
小	城	市	112	115	96	111
神	埼	市	67	67	67	92
吉	野ヶ里	町	17	32	12	16
そ	0	他	101	107	98	101
,	合 計	•	967	969	885	992

③ 佐賀市休日歯科診療所の運営費(事業費と指定管理料)

年 度	事業費	指定管理料
平成 24 年度	12, 432, 219 円	4, 119, 536 円

(5) 佐賀市休日夜間こども診療所

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成12年4月8日より佐賀市休日夜間こども診療所を開設した。

開設当初は、土曜日、日曜日、祝日の診療であったが、平成17年9月1日から「平日夜間」(午後8時から午後10時まで)の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第2次・第3次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成18年4月1日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

① 佐賀市休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所在地	佐賀市兵庫北三丁目8番36号
設置者	佐 賀 市
管理運営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市医師会
設立年月日	平成 12 年 4 月 8 日
延床面積	233. 63 m²
診療日	毎日
	土曜日 :午後5時~午後10時
診療時間	日曜日・祝日:午前9時~午後10時
	平日 : 午後 8 時~午後 10 時
電話番号	0952-36-9174

② 佐賀市休日夜間こども診療所の市町別患者数

(単位:人)

	<u>7</u>	P成 22 年	度	7	平成 23 年度			平成 24 年度			
市町村名	平日	土・日 祝日	合計	平日	土・日 祝日	合計	平日	土・日 祝日	合計		
佐賀市	2, 133	8, 124	10, 257	2, 517	8,850	11, 367	2, 345	8, 206	10, 551		
多久市	77	380	457	89	370	459	79	381	460		
小城市	354	1,694	2,048	423	1,630	2,053	363	1, 453	1,816		
神埼市	253	845	1,098	268	973	1,241	257	907	1, 164		
吉野ヶ里町	42	196	238	78	277	355	68	243	311		
その他県内	116	656	772	158	748	906	161	685	846		
県 外	77	540	617	106	594	700	74	611	685		
合 計	3,052	12, 435	15, 487	3, 639	13, 442	17, 081	3, 347	12, 486	15, 833		

③ 佐賀市休日夜間こども診療所の運営費(事業費と指定管理料)

年度	事業費	指定管理料		
平成 24 年度	167, 860, 012 円	0 円		

[※] 平成24年度については、決算が黒字であったため、指定管理料は0円となった。

(6) 看護学校運営費補助事業

平成 18 年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う中小病院では看護師不足の問題が生じていたことから、平成 20 年度より看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の4市1町(佐賀市・多久市・小城市・神埼市・ 吉野ヶ里町)で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

① 補助金額

年度	補助金額	うち佐賀市負担額	算 定 基 礎 (1,000円未満切捨て)
24 年度	7, 587, 000 円	5, 357, 934 円	30,351,000 円 (平成 22 年度佐賀県看護 師等養成所運営費補助金) ×1/4

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数 (平成25年3月末現在) (単位:人)

課程	生徒定員				生徒数			
議 性 	1年	2年	3年	計	1年	2年	3 年	計
看護専門課程 (看護科)	95	95	95	285	96	82	73	251
看護高等課程(准看護科)	100	100		200	101	91		192
合 計	195	195	95	485	197	173	73	443

(単位:人)

③ 卒業生の進路状況

	▽八	-	平成 24 年度	:
	区分	専門課程	高等課程	計
	佐賀市	32	48	80
	多久市	2	0	2
	小城市	10	7	17
就職	神埼市	1	4	5
水上机	吉野ヶ里町	0	0	0
	その他県内	3	2	5
	県外	22	3	25
	小計	70	64	134
進学		1	14	15
その他 (未就職等)		0	12	12
合計		71	90	161

2 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」 [2-4]

本計画は、市政の基本方針を定めた「第一次佐賀市総合計画」に基づき、総合計画の施策のひとつである「健康づくりの支援」を推進するための計画として、「佐賀県健康プラン」、「健康日本 21 (21 世紀における国民健康づくり運動)」の基本的方向性を踏まえ、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの計画として策定したものである。

(1) 策定の目的

本市に住むすべての人々が健康でいきいきと生活できる社会をめざし、市民の健康状況や課題を 踏まえ、生活習慣病の予防、壮年期死亡(早世)の減少、健康寿命(認知症や寝たきりにならない 状態で自立して生活できる期間)の延伸、生活の質の向上を図ることを目的としている。

(2) 基本理念

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

(3) 基本方針

- ① 一次予防の重視
- ② 二次予防の推進
- ③ 健康づくりを支援するための環境整備

(4) 計画の期間

2007 年度(平成 19 年度)を初年度とし、2014 年度(平成 26 年度)を目標年度とする 8 年間の計画である。また、社会情勢の推移をふまえて、計画期間の 4 年目にあたる平成 22 年度に中間評価を行い、目標の再設定や取組み方法の再検討を行った。

(5) 事業目標及び施策

- ① 栄養・食生活 基本目標 健康的な食生活で元気に過ごそう
 - 食育推進のための知識の普及・啓発
 - ・ 食育推進のための食環境の整備
- ② 身体活動・運動 基本目標 運動の大切さを知り、自分に合った運動を楽しもう
 - ・ 生活習慣病を予防する身体活動・運動の普及・啓発
 - いきいき楽しく運動・スポーツができるための人づくり
 - ・ 運動・スポーツを楽しく実践したり、継続するための環境づくり
- ③ こころの健康 基本目標 ふれあいと安らぎでこころと身体をリフレッシュしよう
 - ・ 睡眠や休養についての知識の普及・啓発
 - ・ こころの健康相談体制の充実
- ④ たばこ 基本目標 煙のないさわやかな空間を広げよう
 - ・ 喫煙の健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及・啓発
 - 受動喫煙防止対策の推進
 - 禁煙支援対策の推進
- ⑤ アルコール 基本目標 アルコールと上手につきあおう
 - ・ 飲酒と健康に関する正しい知識の普及・啓発

⑥ 歯の健康 基本目標 きちんと手入れし、おいしく噛める歯でいよう

- ・ 歯の健康に関する正しい知識の普及・啓発
- ・ 歯科健(検) 診の充実
- 歯周疾患予防対策の推進
- ・ むし歯予防対策の推進
- ⑦ 健康管理 基本目標 自分の健康は自分で維持・向上させよう
 - 自己管理対策の充実
 - ・ 生活習慣病に関する知識の普及・啓発
 - ・ 健(検)診後の生活習慣改善指導の充実
 - 各種健康教育の充実

(6) 「いきいきさがし21」評価指標の数値目標と達成状況

【中間評価時の達成状況】

- ◎⇒中間目標、H26年度目標ともに到達
- ○⇒中間目標到達、H26年度目標未到達
- △⇒中間目標値未到達、H17年度の値よりは改善傾向
- ▼⇒中間目標値未到達、H17年度の値よりも悪化傾向
- (新) ⇒新たに設定した評価指標
- (改) ⇒指標の内容を一部変更した評価指標

○ 栄養·食生活

	評価指標			現状 21 年度	達成 状況	新規 26 年度目標
1	朝食をほとんど食べない人の割合(週3回以下)	男性 女性 20 代男性 30 代男性	21. 1% 12. 4% 41. 1% 26. 0%	19. 0% 13. 2% 21. 4% 37. 9%	△▼○▼	11. 0% 5. 0% 20. 0% 13. 0%
2	緑黄色野菜を毎日食べる人の 割合	全体	34.4%	33.8%	•	50.0%
3	加糖飲料水を1日1本以上飲む人の割合	20 代男性 30 代男性	42. 5% 43. 0%	45. 9% 39. 8%	▼	35. 0% 35. 0%
4	食生活改善推進員(ヘルスメ イト)の人数	会員数	758 人	721 人	•	910 人

○ 身体活動・運動

	評価指標			現状 21 年度	達成 状況	新規 26 年度目標
1	意識的に身体を動かす人の割合	男性 女性	58. 8% 65. 8%	65. 4% 66. 2%		68. 0% 68. 0%
2	日常的に(週に1回以上)運動・スポーツをしている人の割合(「時々行っている」を含む)	全体	36.6% (18年4 月)	46. 8% (21 年 4 月)	<u>\(\)</u>	55.0%

○ こころの健康

	評価指標	策定時 17年度	現状 21年度	達成状況	新規 26年度目標
1	(新) かなりストレスを感じている人の割合	25.5%	24.2%	_	15.0%
2	ストレスを感じている人の割合(「ときどき	74.5%	75.4%	•	62.5%
	ある」を含む)				
3	睡眠による休養が取れていない人の割合	20.9%	20.5%	\triangle	19.0%
	(「あまりとれていない」を含む)				
4	4 自殺による死亡率 (人口10万対)		20.2人	0	減らす
		(16年)	(20年)		

○ たばこ

	評価指標			現状 21 年度	達成 状況	新規 26 年度目標
1	喫煙率(市民アンケー ト)	男性 女性 30~59 歳男性	39. 4% 9. 2% 44. 6%	36. 8% 10. 4% 39. 8%	△▼△	25. 0% 7. 0% 28. 0%
2	禁煙・完全分煙施設認証 数	佐賀市	323 件	432 件	0	500 件
3	正しい知識を持っている 人の割合	肺がん ぜんそく・気管 支炎 心臓病 脳卒中 胃潰瘍 妊娠への影響 歯周病	83. 7% 77. 7% 59. 3% 59. 3% 45. 0% 85. 1% 47. 2%	83. 7% 80. 6% 62. 5% 62. 5% 45. 2% 84. 8% 52. 2%		95. 0% 90. 0% 80. 0% 80. 0% 80. 0% 95. 0% 80. 0%

○ アルコール

	評価指標			現状 21 年度	達成 状況	新規 26 年度目標
1	1日に3合以上飲酒する人の割合	男性 女性	8. 3% 3. 2%	6. 5% 1. 6%	Δ Ο	5. 0% 1. 0%
2	毎日飲酒している人の割合	男性 女性	49. 5% 19. 0%	51. 0% 20. 6%	*	45. 0% 17. 0%

○ 歯の健康

	評価指標	策定時 17年度	現状 21年度	達成状況	新規 26年度目標	
1	定期的な歯石除去や歯みがき の個人指導をうける人の割合 (年1回以上)	全体	22.0%	27. 2%	0	32.0%
2	1日の歯みがき回数が2回以上	男性	56.1%	61.0%	0	65.0%
	の人の割合	女性	82.1%	83.1%	\triangle	90.0%
3	3歳児の一人平均むし歯数	全体	1.87本	1.47本	0	1.00本
4	むし歯のない3歳児の割合	全体	59.1%	63.6%	0	65.0%

〇 健康管理

	評価指標		策定時 17年度	現状 21年度	達成 状況	新規 26年度目標
1	(改) 昨年1年間に特定健診を受診	男性	70.4%	76.2%	\triangle	90.0%
	した人の割合 (40歳以上)	女性	59.4%	66.7%	\triangle	80.0%
2	(新) 市の特定健診の受診率	全体	-	24. 2%	_	65.0%
3	(改) 市の健診におけるHbA 1	全体	_	10.2%	_	7.7%
	cが <u>6.1</u> 以上の人の割合			(20年)		
4	市の健診におけるメタボリッ	該当者	_	12.8%	_	11.5%
	クシンドローム該当者・予備	予備群		13.5%		12.2%
	群の割合			(20年度)		
5	(新) 何らかのがん検診を受	胃がん検診	_	_	_	いずれも
	診した人の割合(市全体)	肺がん検診				50.0%
		大腸がん検診				
		子宮がん検診				
		乳がん検診				
6	精密検査の受診率	胃がん検診	85.4%	86.4%	\triangle	90.0%
		肺がん検診	79.6%	84.6%	\triangle	90.0%
		大腸がん検診	71.9%	72.9%	\triangle	85.0%
		子宮がん検診	73.0%	77.0%	\triangle	85.0%
		乳がん検診	89.2%	87.1%	▼	95.0%
				(20年度)		
7	かかりつけ医療機関を持つ人	全体	72.9%	77.1%	0	80.0%
	の割合		(18年度)			
8	毎日体重を測定する人の割合	全体	16.1%	16.7%	Δ	30.0%
9	メタボリックシンドローム	全体	_	69.1%	_	80.0%
	(内臓脂肪症候群)を知って					
	いる人の割合					
10	BMI25以上の人の割合	男性	25.8%	24.5%	\triangle	15.0%
		女性	15.6%	14.2%	\triangle	10.0%
		30代男性	33.3%	22.4%	0	22.4%
		40代男性	33.3%	33.4%	▼	28.0%

3 保健予防 [2-4]

(1) 概要

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病による死亡者数が増加し、その割合は死亡原因の約 6 割を占めています。また、医療費に占める割合も国民医療費の約 3 分の 1 となっており、生活習慣病の予防や重症化防止に重点を置いた取り組みが重要かつ喫緊の課題となっています。

そこで、本市においても生活習慣病の予防と壮年期死亡(早世)の減少をめざし、「一次予防の重視」として、栄養・運動等の生活習慣改善を支援するための情報発信や健康教室等の実施、また「二次予防の推進」として、各種健(検)診の実施及び生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した保健指導の充実を図ることにより、疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。

○ 主要死因別死亡者数・死亡割合(平成23年)

順位	主要死因	死亡者数 (人)	割 合 (%)
第1位	悪性新生物	740	30.5
2	心疾患	359	14.8
3	肺炎	296	11.1
4	脳血管疾患	235	9. 7
5	不慮の事故	94	3. 9
6	老衰	76	3. 1
7	自殺	44	1.8
8	腎不全	43	1.8
9	大動脈瘤及び解離	35	1.4
10	糖尿病	31	1.3
11	肝疾患	28	1.2
12	慢性閉塞性疾患	28	1.2
その他	その他	447	18. 4
	合計	2, 429	100.0

(2) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況(平成 24 年度) 健(検)診 は(検)診の経費(税込)

健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む)(円)		自己負担額
特定健診	佐賀市国民健 康保険の加入 者で40~74歳 の者	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血 液検査 〔選択〕心電図検査、貧血検査	(集団) (個別)	5, 665 6, 825	1,000円
健康増進法に基づく 健康診査	40歳以上の者 で生活保護世 帯に属する者	〔必須〕問診、身体計測、理学 的検査、血圧測定、尿検査、血 液検査 〔選択〕心電図検査、貧血検査	(亀別)	5, 665 6, 825	無 料
健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む)(円)		自己負担額
肝疾患健診	30~39歳の者	問診、身体計測、血圧、尿検 査、血液検査(10項目) 新規:B型C型肝炎検査 C型:C型肝炎検査 B型:B型肝炎検査	(集団) 30~39歳の新規 30~39歳のC型のみ 30~39歳のB型のみ 30~39歳の継続受診者	6, 279 5, 334 4, 855 3, 855	700円
肝炎ウィルス検査	特定健診、 後期高齢者健 診受診者	新規:B型C型肝炎検査 C型のみ:C型肝炎検査 B型のみ:B型肝炎検査	(集団) 40歳以上のB型C型肝炎検査実施 40歳以上のC型のみ 40歳以上のB型のみ	2, 424 1, 479 1, 000	無料
結 核 検 診	65歳以上の者	エックス線間接撮影 (100×100mm)	(集団) 撮影	660	無料
肺がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影 (100×100mm) ハイリスク者には、3日間 連続の喀たん検査	(集団) 読影 (65歳以上) 撮影+読影 (40~65歳未満) 喀たん	525 945 2, 100	無料
胃がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影	(集団)	3, 565	無料
子宮がん検診	20歳以上の女 性	問診、細胞診、視診	(集団) 頸部 (個別) 頸部 頸部・体部 頸部細胞診検査 頸部・体部細胞診検査	2, 770 5, 972 7, 909 1, 270 2, 540	500円 1,300円 2,100円
HPV検査	子宮頸がん検 診を同時受診 する者 の者 ・30~49歳の 者	ウイルス検査	(集団)	3,780	1,000円
	・女性特有の がん検診無料 クーポン(子 宮頸がん検 診)対象者		(個別)	4,780	, ::
乳がん検診	40歳以上の女 性	問診、視触診、 マンモグラフィ検査 (40歳代は2方向、50歳以上 は1方向)	(集団) 視触診+1方向X線検査 視触診+2方向X線検査 (個別) 視触診 1方向 X 線検査 2方向 X 線検査	4, 200 6, 090 3, 245 2, 625 4, 515	500円
大腸がん検診	40歳以上の者	便潜血反応検査(2日法)	(集団) 便潜血検査 (個別) 問診、結果説明 便潜血検査	1, 596 3, 333 1, 286	無料
歯周疾患検診	30歳以上の者	歯科医師の診察及び 歯科衛生士のブラッシング 指導	歯科医師の診察(委託) ブラッシング指導(直営)	1, 862 1, 127	無料
前立腺がん検診	は後期高齢者	問診、血液検査	(集団)	2, 016 2, 982	500円
	健診との同時 40,45,50,55,		(集団)	1, 890	500円
骨粗しょう症検診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の	問診、エックス線間接撮影		_, ~~~	~~~11

受診者数	積極的支援	動機付け支援	情報提供	再掲〔要精密者数〕
5,803人	277人	580人	4,946人	1,032人
(100%)	(4.8%)	(10.0%)	(85. 2%)	(17.8%)
2,884人	126人	275人	2,483人	761人
(100%)	(4.4%)	(9. 5%)	(86. 1%)	(26.4%)
11人	1人	2人	8人	4人
(100%)	(9.1%)	(18.2%)	(72.7%)	(36.4%)
40人	4人	4人	32人	15人
(100%)	(10.0%)	(10.0%)	(80.0%)	(37.5%)

受診者数 (人)	要精密者数 (人)	要精密率 (%)		精密結果	精密結果内訳(人)					
	()()	(/0)	要医療	要観察		異常なし				
297	41	13.8	3	9		2				
880	26	2.6	5	5		0				
4,561	37	0.8	活動性 0	陳旧性 0	その化 24	也	具常なし 3			
			肺がん	肺結核	その化	也 算	常なし			
9,022	120	1.3	3	0	64		35			
			胃がん	胃潰瘍	その化	也	常なし			
6,572	790	12.0	13	82	439		141			
頸がん			子宮がん	異形成	その化	也	常なし			
11, 145	325	2. 9								
体がん 161	4	2.5								
			10	185	12		52			
			乳がん	乳腺症	その化	也 男	常なし			
7,553	675	8. 9	18	146	171		252			
			大腸がん	大腸ポリープ	その化	也	常なし			
9,936	871	8. 8	36	276	132		190			
1,169	976	83. 5								
			前立腺がん	炎症	肥大	その他	異常なし			
2,384	155	6. 5	20	7	11	50	17			
1,299	263	20. 2								

(3) 感染症の予防と防疫

○ 感染症の発生状況(佐賀中部保健所管内における感染症発生状況) (単位:人)

分類	感染症名	平成 23 年度		平成 22 年度		平成 21 年度		平成 20 年度	
		患者	無症状 病原体 保有者	患者	無症状 病原体 保有者	患者	無症状 病原体 保有者	患者	無症状 病原体 保有者
2 類感 染症	結核	43	12	64	5	51	8	63	2
	細菌性赤痢			2				3	1
3 類感	腸チフス			1					
染症	パラチフス					1			
未進	腸管出血性大腸菌感 染症	7	3	12	4	10	5	8	6
	A型肝炎	1		6				3	
	つつが虫病					2		2	
4 類感	ライム病			1					
染症	デング熱					1			
	マラリア					2		2	
	レジオネラ症	3		1				2	
	アメーバ赤痢	1		1				1	
	ウイルス性肝炎 (E・Aを除く)	2		1					
	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、日本脳炎を除く)			4		1			
5 類感	クロイツフェル ト・ヤコブ病			5		3		1	
染症	劇症型溶血性レン サ球菌感染症								
	後天性免疫不全症 候群	4	3			5		3	
	梅毒					3		2	
	破傷風			1					
	ジアルジア症			1					
	麻しん							3	
	総数	61	18	100	9	79	13	93	9

4 少子化への対応

(1) ひとり親家庭への支援 4-1

① 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

ア 支給対象児童

- i 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
- ii 父又は母が死亡又は生死不明である児童
- iii 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童
- iv 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- v 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- vi 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- vii 母が婚姻によらないで生まれた児童
 - ※ 児童とは 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - 20歳未満で一定以上の障がいの状態にある者
- イ 支給期間及び支払期月

毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。

ウ 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者(受給者と同居している父母など)等の前年(1月から7月までの月分の手当については前々年)の所得額が、下表の限度額以上である場合は、その年度(8月分から翌年7月分まで)の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の数	本	人	配偶者及び
	全部支給	一部支給	扶養義務者
0 人	190 千円	1,920 千円	2,360 千円
1 人	570 千円	2,300 千円	2,740 千円
2 人	950 千円	2,680 千円	3,120 千円
3 人	1,330 千円	3,060 千円	3,500 千円
4 人	1,710 千円	3,440 千円	3,880 千円
5 人	2,090 千円	3,820 千円	4,260 千円

工 手当額

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

区	分	全部支給		一部支給		
児童1人	.のとき	月額	41, 430 円	月額 41,420円~9,780円 (受給者の所得額によって異なる。)		
児童2人	のとき	5,000 円加算				
児童3人	.目以降	児童が1人増すごとに 3,000 円加算				

※ 平成25年10月から額改定 全部支給 月額 41,140円

一部支給 月額 41,130 円~9,710 円

才 児童扶養手当受給者数

(各年度3月31日現在)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受給者数 (全部・一部)	2,543 人	2,598 人	2,572 人
受給対象児童数	4,030 人	3,961 人	3,933 人
受給資格者数	2,725 人	2,784 人	2,742 人

- ※ 受給資格者数は全部支給停止者を含む人数
- ② ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院・調剤に要する医療費の自己負担分の一部を助成。

ア 対象者(所得制限あり)

- i 母子家庭の母と児童
- ii 父子家庭の父と児童
- iii 父母のいない児童
- iv 一人暮らしの寡婦(平成23年10月1日から廃止。ただし経過措置対象者に限り平成23年9月30日までに受診した分については受診後1年以内は助成可能。)
- ※ 父又は母が重度の障害を有する場合も含む。

イ 助成対象

保険診療の医療費のうち、保険給付を受ける者が負担すべき額(一部負担金等)。ただし、受給者が1か月に支払った一部負担金の合計額から500円を控除した額を助成。

ウ 所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、次表の所得制限の限度額を超えた場合、助成対象者にならない。

○ 所得制限の限度額

(単位:千円)

扶養親族数	0 人	1人	2 人	3 人	4 人	5 人
所得制限の限度額 (本人)	1,920	2, 300	2, 680	3,060	3, 440	3, 820
所得制限の限度額 (配偶者・扶養義務者)	2, 360	2,740	3, 120	3, 500	3, 880	4, 260

工 助成実績

(単位:件・千円)

区分		平成 24 年度			
		件数	助成額 ※		
母子	母	30, 975	81, 261		
	児童	26, 913	44, 897		
父子 父		1, 236	4, 504		
	児童	1,536	2, 904		
単身の寡婦		25	63		
合	計	60, 685	133, 630		

※ 表中の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって、

合計と内訳の計が一致しない場合がある。

- ※ ひとり親家庭等医療費助成の一人暮らし寡婦に関する条例改正(平成 21 年 10 月施 行)
 - ・ 一人暮らし寡婦の新規申請を平成21年10月1日から廃止。
 - ・ 2年の経過措置とし、段階的に自己負担額を引上げ、平成23年10月1日から一 人暮らし寡婦を廃止(自己負担額は、平成21年9月30日まで月500円、平成22 年9月30日まで1,000円、平成23年9月30日まで2,000円)。

(2) 子育て家庭への経済的支援 4-1

① 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している者に支給する。

- ア 支給要件 中学校修了前の児童を養育していること
- イ 手当月額(平成24年4月分から)
 - 3 歳未満 一律 15,000 円
 - 3 歳以上小学校修了前 第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円 中学校修了前 一律10,000円
- ウ 支給時期 6月、10月、2月に前月分までを支給
- エ 所得の制限(平成24年6月分から)

受給資格者の前年の所得が、下表の限度額以上の場合は特例給付として児童 1 人につき 5,000 円支給

扶養親族等の数	所得制限限度額			
0 人	622 万円			
1 人	660 万円			
2 人	698 万円			
3 人	736 万円			
4 人	774 万円			
5 人	812 万円			

※ 扶養親族等の数が 6人以上の場合の限度額は、1人につき 38万円を加算した額

才 支給対象児童数 (平成25年3月31日現在)

区 分	平成 24 年度
1人目の児童数	14,480 人
2人目の児童数	10,818人
3 人目以降の児童数	4,323 人
合 計	29,621 人

② 子どもの医療費の助成

子どもの健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を助成する。

ア 助成対象者

中学生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子ども

イ 助成対象医療

保険診療による一部負担金を助成

i 0 歳以上就学前

全診療科目(入院、通院、調剤) 〔通院は1医療機関ごと1月あたり個人負担上限500円を2回まで。入院は1医療機関ごと1月あたり個人負担上限1,000円。ただし、調剤は一部負担金を全額助成。〕

ii 小学生及び中学生

全診療科目(入院) [1医療機関ごと1月あたり個人負担上限1,000円。]

ウ 助成件数・助成額

(単位:件・千円)

区分	平成 23	3年度	平成 24 年度		
	件数	助成額	件数	助成額	
3 歳未満	144, 927	313, 763	141,890	265, 829	
3 歳以上就学前	89, 279	119, 275	131, 715	156, 901	
小学生	282	12, 733	342	15, 198	
中学生	_	_	88	3, 972	
合 計	234, 488	445, 771	274, 035	441, 900	

- ※ 平成24年4月受診分から、入院診療の助成を中学生までに拡大
- ※ 平成24年4月受診分から、現物給付の対象を小学校就学前までに拡大

5 母子保健計画「すこやか親子計画」の策定 [2-4]

本計画は、市政の基本方針を定めた「第1次佐賀市総合計画」に基づき、少子・高齢化が進展する本市において安心して、妊娠・出産・育児ができるとともに、親と子の心とからだの健康づくりを目的として、個人を社会全体で支える環境づくりを行うための個別の基本計画として策定した。

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子化、核家族化は一層進行し、育児に悩む親、育児不安を抱えて孤立する親が増加しており、児童虐待も社会問題として大きくなっている。また、思春期における性行動の活発化や低年齢化、喫煙、飲酒などが問題視されている。これらのことから、現在、母子保健事業は、疾病対策にとどまらず、育児不安の軽減、親と子の心とからだの健康づくり、事故予防など多岐にわたる課題に対応することが求められている。

こうした状況の中、本市においては、親子を取り巻く環境に応じ、新たな課題に対応するため、2006年(平成18年)に2014年度(平成26年度)を目標年度とした「佐賀市母子保健計画」を策定し、「すべての子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現」を目指して各種の施策を実施する。

中間年度となる 2010 年度 (平成 22 年度) には、中間評価と各分野の見直しを行い、改 訂版を策定した。

(2) 計画の基本理念

子どもがすこやかに成長していくためには、親と子が十分なふれあいにより愛情に満ちた信頼関係で結ばれ、良好な人間関係を築くことが重要である。また親も妊娠、出産、育児を通して人間として成長し、人生をより豊かなものにすることができると考えられる。さらに母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であるといえることから、この計画の基本理念を「親と子がともに成長し、すこやかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり」とする。

(3) 基本目標及び施策

基本目標	施策
	(1) 子どもの食育の推進 (重点施策 1)
┃ ○ 健康な子どもを育てる	(2) 歯科保健の充実(重点施策 2)
ための環境づくり	(3) 健康診査の充実
1010 10 00 00 00 00 00	(4) 疾病予防及び事故防止対策の推進
	(5) 救急医療の確保
	(1) 親子のふれあいと仲間づくりの推進(重点施策3)
○ 楽しく子育てができる	(2) 児童虐待への対応
環境づくり	(3) 子育てに関する相談体制の充実(重点施策 4)
	(4) 地域における子育て支援事業の充実

○ 思春期の子どもたちの 心とからだのすこやかな 成長のための支援	(1) 思春期保健教室・相談体制の充実(重点施策 5)
○ 安心して妊娠・出産が	(1) 妊娠・出産に対する支援
できるための支援	(2) 不妊への支援

(4) 重点施策

① 重点施策1:子どもの食育の推進

食生活の出発点としての乳幼児期に重点を置き、健診や教室などの場の活用を含め、食に対する意識が低い人にも食の大切さを気づいてもらうような働きかけを行うとともに、 一人ひとりの悩みに対応するため、個別相談を実施する。

② 重点施策2:歯科保健の充実

集団、個別による教育、相談の実施によって歯の大切さについての意識を高め、正しいブラッシングや食生活の指導を行うとともに、健診及び歯質を強化するためのフッ化物応用を実施する。特に、歯が生え始める時期やむし歯が増える1歳6か月から3歳までの間の対策を重点として取り組むこととする。また、妊娠期から歯の健康に対する意識の啓発を行う。

③ 重点施策3:親子のふれあいと仲間づくりの推進

乳幼児期の親子のふれあいの大切さを知ってもらい、親子がふれあう時間を持つことができるよう意識啓発や、きっかけづくりを行うとともに、父親の育児参加への働きかけを行う。また、親同士の仲間づくりを推進するため、子どもを持つ親が集まる場の提供、教室の開催などによる支援を行う。「母子健康手帳を 20 歳の記念に親から子どもにプレゼントする」運動を推進する。

④ 重点施策 4:子育て等に関する相談体制の充実 育児不安や悩みに早期に対応し、軽減できるように、育児不安が強い新生児期から保育 所(園)、幼稚園までの児を対象に専門家による相談事業を行い、支援する。

⑤ 重点施策 5: 思春期保健教室・相談体制の充実

これまで学校で実施されてきた思春期保健対策に対し、関係機関と連携をとりながら喫煙、飲酒、薬物、性の問題について取り組んでいく。また、思春期の子どもに、健全な母性・父性の育成や命の大切さを普及するために、学校や地域の子育てサークルなどと連携を図り、乳幼児のふれあい体験学習をとおして啓発を図る。

(5) 「すこやか親子計画」評価指標の数値目標と現状

重点施策	評価指標	平成 24 年度 現状	平成 26 年度 目標	把握方法	把握 年度
	栄養のバランスを考え ている親の割合 (1歳6か月児健康診 査時)	95. 6%	96. 0%	健診時アンケート	毎年

•			T		,
① 子どもの食育の推進	栄養のバランスを考え ている親の割合 (3歳児健康診査時)	97. 2%	96.0%以上の 維持	健診時アンケート	毎年
	朝食を毎日食べる子ど もの割合 (3歳児)	97.0%	95.0%以上の 維持	健診時アンケート	毎年
② 歯科保健の	むし歯のない子どもの 割合 (3歳児)	72.0%	65.0%	健診結果	毎年
充実	一人平均むし歯数 (3歳児)	1.00本	1.00本	健診結果	毎年
	育児について、他の親 と話す機会がある人の 割合 (1歳6か月児の親)	89. 2%	90.0%	健診時アンケート	毎年
③ 親子のふれ あいと仲間づ くりの推進	子育てを楽しんでいる 人の割合 (1歳6か月児の親)	96. 9%	97.0%	健診時アンケート	毎年
	子育てを楽しんでいる 人の割合 (3歳児の親)	95. 3%	95.0%	健診時アンケート	毎年
④ 子育て等に	育児に不安や悩みがあ る人の割合 (1歳6か月児の親)	17. 7%	15.0%	健診時アンケート	毎年
関する相談体制の充実	育児に不安や悩みがあ る人の割合 (3歳児の親)	15. 8%	13.0%	健診時アンケート	毎年
	喫煙防止教育を行う小 学校 (市立)	36 校/36 校	36 校/36 校	思春期アンケート	毎年
⑤ 思春期保健 教室・相談体 制の充実	飲酒防止教育を行う中 学校 (市立)	18 校/18 校	18 校/18 校	思春期アンケート	毎年
	乳幼児とのふれあい体 験を行う中学校 (市立)	18 校/18 校	18 校/18 校	思春期アンケート	毎年

6 母子保健 [2-4]

(1) 妊婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止対策

母子保健の向上を図るためには、妊産婦に対する健康管理の充実が重要である。安全な分娩と健康な子どもの出生のために、妊婦が定期的に健康診査を受けることで、異常を早期に発見し、適切な対応をすることが必要である。また妊婦がB型肝炎ウイルスを有する場合には、母子感染への対策を講じる。このことから、妊婦届をした全妊婦に対して健康診査を実施し、母子保健向上の充実強化を図る。

○ 受診状況 (平成 24 年度)

	交付数	延受診者	受診率	1枚あたりの
	(枚)	(人)	(%)	補助単価
うぐいす(11 枚交付)	01 262	15 051	74. 2	E 000 III
【基本項目】	21, 363	15, 851	74. 2	5,000円
ピンク(2枚交付)	4, 343	3,724	85.7	11,400円
【基本項目·超音波】	4, 343	3, 724	00.1	11, 400 🗂
オレンジ(1 枚交付)	2,051	2,021	98.5	15,550円
【基本項目·血液検査】	2,001	2,021	90. 0	15, 550
クリーム (1 枚交付)	2, 161	1, 942	89.9	10,020円
【基本項目・GBS・クラミジア】	2, 101	1, 942	09.9	10,020 🗇
償還払い		477		
	20. 010	94.015	(平均)	
合計	29, 918	24, 015	80. 2	

(2) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦や乳児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等必要な事項について家庭 訪問のうえ適切な指導を行うことで、不安を解消し、安心して出産、育児に臨むことがで きるよう支援する。

○ 実施状況 (平成24年度)

妊	婦	産	婦	新生	児**1	未熟	队児	乳児	₹%2	幼	児	その)他	総	計
実**3	延**4	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
67	92	3, 182	3, 310	83	96	72	93	3,068	3, 170	154	186	66	91	6,692	7,038

^{※1} 未熟児除く、※2 新生児・未熟児のぞく、※3 実人員、※4 延人員

(3) 乳児一般健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、もって乳児の保健管理の向上を図る。

乳児一般健康診査票は1人4枚交付する。

○ 受診状況 (平成24年度)

対象者	延べ交付	受診者数				延 受 者数	受診率		》 断	結り	杲(人)	
(1)	数	1回	2 回	3 回	4 回	(1)	(%)	正常	要	要	要	要
(人)		目	目	目	目	(人)	(70)	止币	指導	観察	精密	治療
2, 087	8, 348	2, 133	2,029	1,861	1,460	7, 483	89.6	6, 413	60	68	174	228

(4) 乳幼児健康相談

対象者	従事者	方法または内容
	保 健 師	○ 乳幼児を持つ親の悩み、不安等の相談に個別に応じ
	看護師	ている。また、母親同士の交流・情報交換の場となっ
乳幼児	栄養 士	ている。
4L4/17G	歯科衛生士	〇 日程:年間46回(平成24年度実績)
	事 務	○ 内容:身体計測、発育チェック、個別相談(育児相
	助 産 師	談·栄養相談·母乳保育相談·歯科保健相談)

○ 実績(平成24年度)

(人)

育児に	関するこ	栄養に関するこ		歯科に関するこ		合計		身体計測のみ実	
ک		と		ک		合	計	施者	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
278	601	351	755	312	399	697	1,460	109	324

(5) 子育て専門相談室

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児	臨床心理士保健師	乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して経過観察や事後指導が必要な児について臨床心理士による個別指導を行う。

○ 実績(平成24年度)(人)

乳幼児						
実人数	延人数					
73	100					

(6) すくすく子育て相談会

対象者	従事者	方法又は内容
乳幼児	相談員(NPO 法人それい ゆ) 保健師	乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、行動面や育児に関して不安等がある保護者および児について相談員と保健師が個別の相談を行う。

○ 実績(平成24年度)(人)

乳幼児							
実人数	延人数						
69	81						

(7) 前向き子育て支援

対象者	従事者	方法又は内容
2 歳以上 の幼児の 保護者	保健師託児	 ・ 育児に困難さを抱える保護者を対象とする。 ・ 10 人程度の小グループで具体的な育児技術を学ぶ。 ・ 1クール7回(うち2回は電話セッション)の教室を2クール 実施した。

○ 実績(平成24年度)(人)

乳幼児						
実人数	延人数					
27	135					

(8) 母子保健推進員(子育て応援隊)活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて 孤立する親が増加している。

市では子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母子保健に関心のある市民を公募して養成し、家庭訪問活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

平成21年度から取り組んでいる全戸訪問事業の重要な担い手となっている。

<活動内容>

- ① 乳児訪問による問題の早期把握及び母子保健事業の案内やおしえてマップによる情報提供
- ② 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等の自主活動
- ③ マタニティーコンサート開催
- ④ 育児講演会開催
- ⑤ 子育て応援隊だより作成
 - 活動実績(平成24年度)

推進員	訪問(研修会	自主 活動	その他の 協力活動	合計
数	乳児 (延)	妊婦・幼児 (延)	(件)	(件)	(件)	(件)	台 計
110	2, 021	898	374	453	347	517	4,610

(9) ぴよぴよルーム (絵本と離乳食の教室)

絵本を介して、母親と子どもの愛着形成を促し、父親も絵本をきっかけに育児参加を行

うことで、親と子が楽しくふれあうことの大切さを伝え、親と子のふれあう時間が増え、 親子のきずなが深まることを目的に実施している。また、離乳食準備についての指導も同 時に行い、健康な子どもを育てる基礎づくりを目指している。(平成14年度より「ブック スタート」として開始。平成23年度より「ぴよぴよルーム」として実施)

〇 事業内容

対 象	従事者	方法又は内容
4 か月児と その親、家 族(祖父 母、兄弟)	保健師 栄養士 母子保健推進員 講師 託児	○ 日程:年間 28 回○ 会場:ほほえみ館、川副保健センター、大和健康管理センター○ 内容:離乳食準備のお話、赤ちゃんと絵本のお話、個別相談・自由交流

○ 実績(平成24年度)

対象者	参加者	参加率	親子の触れ合いの重要性が	乳幼児期の食生活の重要性が
(人)	(人)	(%)	理解できた人の割合(%)	理解できた人の割合(%)
2, 186	642	29.4	100.0	98. 7

(10) 1歳6か月児健康診査

幼児初期の身体発育及び精神発達面を把握する上で、歩行や言語発達等のはじまる 1 歳 6 か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞など障がいを持った幼児を早期に発見し、心身障害の進行を防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、その他の育児に関する適切な指導を行い、保護者の育児負担の軽減と幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、1 歳 6 か月児を対象に一般健康診査と歯科健康診査を実施している。

また、希望者にフッ化物塗布を平成15年6月から開始した。

○ 一般健康診査(平成24年度)

対象者	受診者	受診率			診	断 結	果		
数	数	文形学 (%)	異常	なし	要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
(人)	(人)	(70)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
2, 203	2, 171	98.5	535	24.6	655	495	71	41	15

○ 歯科健康診査(平成24年度)

対象者	受診者				診	断 結	果	
数数	数数	受診率	tol 協の	つたい考	まっ] 歩の	りある者	むし歯の総	1人あたり
(人)	(人)	(%)	むし歯のない者		むし歯のある者		数	のむし歯数
()()			(人)	(%)	(人)	(%)	(本)	(本)
2, 203	2, 171	98. 5	2,090	96. 3	81	3. 7	237	0.11

(11) 3歲児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である 3 歳児に内科、歯科、視力、聴力 等の総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児童の健全育成、保護者への

育児支援を図る。

○ 一般健康診査(平成24年度)

対象者	受診者	受診率			診	断 結	果		
数	数	(%)	異常	なし	要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
(人)	(人)	(70)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
2,099	2,045	97. 4	439	21.5	458	390	175	58	33

○ 歯科健康診査(平成24年度)

対象者	受診者				診	断 結	果	
数	数	受診率 (%)	むし歯の	かない者	むし歯の	りある者	むし歯の総 数	1 人あたり のむし歯数
(人)	(人)		(人)	(%)	(人)	(%)	(本)	(本)
2,099	2,043	97. 3	1,470	72.0	573	28. 0	2,043	1.00

(12) フッ化物応用むし歯予防事業

平成 15 年 6 月より、1 歳 6 か月児健康診査時に希望者にフッ化物塗布を行い、更に平成 17 年 4 月からは乳児歯科保健教室(歯やか歯やか教室)を実施している。また、歯質強化に極めて有効なフッ化物を応用し、歯科保健水準の向上を目指している。

① フッ化物洗口事業 (平成24年度)

対象者:4歳児、5歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

実施園数	対象	象園児数	(人)	9	希望率		
天旭图 数	4 歳児	5 歳児	総園児数	4 歳児	5 歳児	総実施者数	(%)
50	1, 161	1,236	2, 397	1, 117	1,212	2, 329	97.2

② フッ化物塗布事業 (平成15年6月より開始)

ア 対象者

- i 乳児(11 か月児)歯科保健教室の対象児(保護者が希望する者)(平成 17 年 4 月 ~)
- ii 1歳6か月児健康診査の対象児(保護者が希望する者)(平成15年6月~)
- ⅲ 3歳児健康診査の対象児(保護者が希望する者) (平成18年4月~)

イ 実績

○ 乳児歯科保健教室(平成24年度)

健診受診者	694 人
フッ化物塗布者	679 人
塗布率	97.8%

○ 1歳6か月児健康診査(平成24年度)

健診受診者	2,171 人
フッ化物塗布者	2,040 人
塗布率	94.0%

○ 3歳児健康診査(平成24年度)

健診受診者 2,043 人

フッ化物塗布者	1,807 人
塗布率	88.4%

※ 継続的なフッ化物塗布を推進するため、歯科医師会の協力のもと、1 歳 6 か月児健 診受診者、乳児歯科保健教室参加者を対象に、受診より 6 か月以内に、フッ化物塗布 を1回のみ 300 円で、協力歯科医院で実施

(13) 不妊治療費助成事業

不妊治療費は高額であるため平成 19 年度から治療費の一部を助成することにより、子供を望む夫婦の経済的負担を軽減している。

① 事業内容

ア 対象者 佐賀市に1年以上住民登録している戸籍上の夫婦

イ 対象の治療 人工授精・体外受精・顕微受精(健康保険の対象とならない分)

ウ 所得制限 前年の夫婦の合計所得額で 730 万円未満

エ 助成金額 治療費から佐賀県の助成金又は助成金相当額を差し引いた額の7割で

1年間(4月から3月まで)10万円まで

オ 助成期間 通算5年度まで

② 実績 (平成 24 年度)

助成件数	212 件
助成額	17, 932, 981 円
妊娠率	39.1%

7 予防接種事業 2-4

(1) 予防接種事業の概要(平成 24 年度)

法	種 別	対象者	対象者 数 (人)	接種者 数 (人)	接種率 (%)	実施時期	委託先	接種方法	医師委託 料 (接種1 回当り)	自己 負担額																	
	ВСС	生後3か月から 6か月に至るま で	2,016	2,002	99. 3																					8,326円	
	三種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風	生後3か月から7歳6か月に至るまで	8, 064	7,714	95. 7			個別	3 歳未満 6,919 円 3 歳以上 5,554 円																		
	二種混合 ジフテリア 破傷風	11 歳以上 13 歳 未満(標準接 種:小学 6 年 生)	2, 468	1,740	70. 5				5,334円	無料																	
予		第1期:1歳か ら2歳に至るま で	2, 220	2, 296 (2, 296)	103.4	通年	県医師会 県国保連 合会(支 払事務)		8,148円 (11,529 円)																		
防接種法		第2期:5歳以 上7歳未満で小 学校就学前の1 年間にある者	2, 095	1, 964 (1, 964)	93. 7				6, 783 円																		
	麻しん	第3期:中学1 年生の年齢にあ たるもの	2, 432	1, 953 (1, 951)	80.3				(10, 164円)																		
		第4期:高校3 年生の年齢にあ たるもの	2, 625	2, 260 (2, 259)	86.1																						
		接種者数の() 種者数	は、麻し	しん風しん	心混合接				()は麻 しん風し ん混合接 種委託料																		
	風しん	第1期:1歳か ら2歳に至るま で	2, 220	2, 296 (2, 296)	103. 4				8,148円 (11,529 円)																		

	第2期:5歳以 上7歳未満で小 学校就学前の1 年間にある者	2, 095	1, 964 (1, 964)	93. 7				6. 700 H	
	第3期:中学1 年生の年齢にあ たるもの	2, 432	1, 954 (1, 951)	80.3				6,783円 (10,164 円)	
	第4期:高校3 年生の年齢にあ たるもの	2, 625	2, 259 (2, 259)	86. 1					
	接種者数の() 種者数	は、麻し	しん風しん	ん混合接				()は麻 しん風し ん混合接 種委託料	無料
	3歳から7歳6	6, 381	10,063	157. 7					
日本脳炎	3歳から7歳6 か月に至るまで	※3の対象者を含んでいないため、対象者が接種者数より少ない						3 歳未満8,589 円	
日平加州	9歳以上13歳未 満(標準接種: 小学4年生) ※ H17.5.30 勧奨の差し控え	2, 170	1,200	55. 3				3歳以上7,224円	
インフルエンザ	65歳以上又は 60歳以上 65歳 未満で特定の障 害を持つ者	55, 943	31, 109	55. 6	10 月 ~ 12 月	県県合払そ療養ホ野保(務他関老ム会連支)医、人等		2,963円 (生活保 護者は、 自己負担 額が無料 のため 4,263 円)	1, 30
ポリオ (急性灰 白髄炎) H24.8.3 1 で終 了	生後3か月から 7歳6か月に至 るまで	4, 032	1, 397	34. 6	5 月	市医師会:医師派遣	集団	22,869円	無料

	不活化 ポリオ H24.9.1 より導 入	生後3か月から 7歳6か月に至 るまで	20, 320	8, 334	41.0	9月~			9,849円	
	四種混合 ジフテリア 百日 破傷風 不活 ルオ H24.11.1 より導入	生後3か月から 7歳6か月に至 るまで	2, 625	1, 664	63. 4	11 月 ~	県医師会 県国保連 合会(支 払事務)	個別	3 歳未満 12,600 円 3 歳以上 11,235 円	
フ	ブ(インルエンザ	生後2か月以上 5歳未満	10, 601	2, 808 (9, 216)	26. 5		市医師会		8,400円	
菌	b 型)	接種者数の()	は、延敖	接種者数			及びその			
小」球面	尼用 肺 炎 ^富	生後2か月以上 5歳未満	10,601	2, 916 (9, 662)	27. 5	通年	他医療機	個別	10,500円	無料
-//\ [13	接種者数の()	は、延抜	接種者数			県国保連			
予	宮頸がん	中学2年生の年齢にあたるもの	1,514	1, 024 (3, 241)	67.6		合会(支 払事務)		16,000円	
ン		接種者数の()	は、延振	接種者数						

- ※1 周知の方法:「市報さが」や「健康カレンダー」、ホームページに予防接種の日程等を掲載し、周知徹底を図っている。
 - ・ 二種混合については、学校に依頼し、予診票を配布する。
 - ・ 麻しん及び風しん(2期、3期、4期)は、個別通知により予診票を送付する。
 - ・ 乳幼児の予防接種については、生後1~2か月児に対して、個別郵送実施
- ※2 接種不可者の医師委託料については一律 2,835 円 (生ポリオ除く)
- ※3 日本脳炎については、平成17年5月30日~平成22年3月31日までの積極的勧奨の 差し控えによって、第1・2期の接種が行われていない可能性がある者(平成7年6月 1日~平成19年4月1日生まれで20歳未満にある者)に対して、特例措置の実施(平成23年5月20日施行)
- ※4 子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成24年度のみ、中学3年生、高校1年生に相当する年齢の女子で、平成23年7月25日から平成24年3月31日までに1回または2回目を接種した者も含む。平成23年7月より開始

8 佐賀市保健福祉会館 [2-4]

佐賀市では、市民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、佐賀市保健福祉会館(愛称:ほほえみ館)を設置している。

現在ほほえみ館内には、健康づくり課や人権・同和政策課を配置し、保健と福祉の拠点(情報の発信地)として、市民サービスの向上に努めている。

その他、館内には生涯学習施設を設けており、有料で貸し出している。

(1) 施設の概要

① 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号 (Tel 30-0100)

② 建物構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

③ 延床面積 5,642 m²

④ 総事業費 24 億 8,999 万 8 千円・・・地域福祉推進特別対策事業

⑤ 建設期間 平成4年度~平成6年度

⑥ 竣工 平成6年10月⑦ 供用開始 平成7年4月

(2) 利用案内

① 開館時間 午前9時~午後5時30分(利用時間は午前9時~午後5時)

② 休館日 年末年始(12月29日~翌年1月3日)

③ 使用申込み 使用日の6か月前の属する日の初日から受付

(3) 貸室の概要及び使用料

室名	面積	収容	午前9時から	午後1時から	午前9時から
至 石	山 惧	人員	正午まで	午後5時まで	午後5時まで
① 教養講座室(和室)	125 m²	70 人	2,100円	3, 150 円	5, 250 円
② 健康料理講習室	125 m²	50 人	2,100円	3,150円	5,250円
③ 視聴覚室	204 m²	100 人	3,150円	4,200 円	7,350円
④ 音楽演劇室	83 m²	32 人	2,100円	3,150円	5,250円
⑤ 趣味の講座室	104 m²	32 人	2,100円	3,150円	5,250円
⑥ 軽スポーツ室	270 m²	150 人	3,150円	4,200 円	7,350 円
世へか一ノ主			(個人利用	用) 1回につき	字 210 円

(4) 貸室の利用実績

利		平成 2	21 年度	平成 2	22 年度	平成 2	23 年度	平成 2	24 年度
用用	室名	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用
区分	室名	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
カ		(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)
	① 教養講座室(和室)	90	3, 148	106	3,313	95	3,300	124	3, 314
	② 健康料理講習室	128	3, 272	122	2,850	126	2,942	129	2,883
<u> </u>	③ 視聴覚室	89	7, 425	97	7, 750	100	8, 220	97	7, 083
般貸	④ 音楽演劇室	219	4, 915	222	4,917	239	5, 128	213	4, 344
出	⑤ 趣味の講座室	255	5, 706	281	6, 148	235	5, 287	226	5, 302
	⑥ 軽スポーツ室	130	3,006	130	3, 225	199	4,853	251	5, 503
	小計	911	27, 472	958	28, 203	994	29,730	1,040	28, 429
	① 教養講座室(和室)	16	31	16	72	16	65	31	88
	② 健康料理講習室	24	786	27	826	17	500	22	677
事	③ 視聴覚室	0	0	0	0	0	0	0	0
事業利	④ 音楽演劇室	0	0	0	0	0	0	0	0
用	⑤ 趣味の講座室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥ 軽スポーツ室	70	2,558	82	3, 187	95	3,034	72	2, 482
	小計	110	3, 375	125	4,085	128	3, 599	125	3, 247
	① 教養講座室(和室)	106	3, 179	122	3, 385	111	3, 365	155	3, 402
	② 健康料理講習室	152	4,058	149	3,676	143	3, 442	151	3, 560
_	③ 視聴覚室	89	7, 425	97	7,750	100	8, 220	97	7, 083
合計	④ 音楽演劇室	219	4, 915	222	4,917	239	5, 128	213	4, 344
"	⑤ 趣味の講座室	255	5, 706	281	6, 148	235	5, 287	226	5, 302
	⑥ 軽スポーツ室	200	5, 564	212	6,412	294	7, 887	323	7, 985
	合計	1,021	30, 847	1,083	32, 288	1, 122	33, 329	1, 165	31,676

9 保健センター [2-4]

佐賀市では、市民に密着した総合的な健康づくり対策を推進し、市民の健康増進を図ることを目的として、保健センターを設置し、各種健診や健康相談・健康教室を行っている。

(1) 保健センター施設概要

名称	住所	建設年	建物(延床)面積	構造	備考
諸富保健センター	諸富町大字諸富 津7番地	昭和 60 年	487. 24 m²	鉄筋コンク リート 2 階 建	消毒検査室、薬品庫、診察室、保健指導室(機能訓練室)、集団指導室、健康相談室、栄養指導室、事務室
大和健康管理センター	大和町大字尼寺 1871番地 2	昭和 59 年	815. 51 m²	鉄筋コンク リート 2 階 建	診察室、各種検査室、機 能回復訓練室、消毒室、 栄養指導室、試食室(和 室)、準備室、会議室
富士保健運動センター	富士町大字古湯 2685 番地 (富士支所内)	平成 21 年	193. 29 m²	鉄筋コンク リート 3 階 建 (2 階の 一部分)	健康増進室、保健相談 室、子育て支援室、男女 更衣室、シャワー室
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	平成 14 年	755. 91 m²	木造平屋建	多目的ホール、流水浴施設、会議室、調理実習室、診察室、リラクゼーションルーム、事務室
川副保健センター	川副町大字鹿江 442番地	昭和60年	761. 31 m²	鉄筋コンク リート 2 階 建	集団指導室、診察室、保 健指導・健康相談室、多 目的室、会議室、事務室
東与賀保健センター	東与賀町大字下 古賀 1193 番地 (東与賀保健福 祉センター内)	平成 4 年	630. 00 m²	鉄筋コンク リート 2 階 建 (1 階部 分)	診察室、歯科検査室、集 団指導室、機能訓練室、 健康相談室、調理実習 室、消毒室、事務室
久保田保 健センタ ー	久保田町大字新 田 3323 番地	平成 12 年	740. 30 m²	鉄骨平屋建	診察室、栄養指導室、検 尿室、多目的ホール、資 料室、保健相談室兼指導 室、消毒室・薬品保管 庫、事務室

(2) 保健センター利用人数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
諸富保健センター	4,390 人	3,872 人	3,784 人	4,146 人
大和健康管理センター	5,540 人	5,562 人	4,112 人	3,613 人
富士保健運動センター	1,397人	983 人	1,045 人	1,031人
三瀬保健センター	5,683 人	4,881 人	7,476 人	7,617人
川副保健センター	3,157人	5,352 人	4,261 人	4,207 人
東与賀保健センター	6,731 人	5,904 人	8,603 人	10,782 人
久保田保健センター	8,379 人	7,332 人	5,943 人	4,102人
	35,277 人	33,886 人	35,224 人	35,498 人

[※] 富士保健運動センターについては平成21年7月1日より供用開始

10 佐賀勤労者総合福祉センター [2-4]

佐賀勤労者総合福祉センター(愛称:メートプラザ佐賀)は、勤労者に教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、平成2年12月、当時の雇用促進事業団により建設された施設である。

その後、平成15年7月31日に佐賀市に譲渡され、以降は市民の健康増進及び福祉向上を目的に利用されている。

また、平成 18 年 4 月からは「指定管理者制度」を導入しており、現在まで㈱マベックを指定管理者に指定し、施設の管理を行っている。

(1) 施設の概要

① 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号 (Tel 33-0003)

② 敷地面積 4,500 m²

③ 建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建て

④ 建物総面積 2,203.606 ㎡⑤ 建設費総額 7億9,500 万円

⑥ 竣工 平成2年12月25日

(2) 利用案内

① 開館時間 午前9時~午後9時

② 休館日 年末年始(12月29日~翌年1月3日)

③ 使用申込み 使用日の6か月前の日の属する月の初日から受付

※ 多目的ホールでの体育利用は、使用日の1か月前からの受付

(3) 貸室の概要及び使用料

室名	面積	収容	利用形態	午前9時から	午後1時から	午後6時から
至 石	川 (貝	人員	利用沙思	正午まで	午後5時まで	午後9時まで
①教養文化室	93 m²	48 人		1,220 円	1,680円	1,680円
②視聴覚室	96 m²	48 人		1,220 円	1,680円	1,680円
③研修室	79 m²	48 人		1,220 円	1,680円	1,680円
④大会議室	98 m²	72 人		1,680円	2,460円	2,460円
⑤小会議室	43 m²	12 人		770 円	1,220 円	1,220 円
⑥多目的ホール	493 m²	406 人	ホール利用	4,490 円	6,170円	6,170円
じ多日的ホール	495 III	400 人	体育利用	1,220 円	1,680円	1,680円
⑦多目的室	80 m²	48 人		1,220 円	1,680円	1,680円

[※] 平成23年度末にトレーニング室を改修し、平成24年度から多目的室となっている。

(4) 貸室の利用実績

区分	平成	20 年度	平成	21 年度	平成	22 年度	平成	平成 23 年度		24 年度
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)
①教養文化室	651	12,838	586	11, 425	586	12,087	583	12, 369	565	11,604
②視聴覚室	682	17,616	689	18, 301	710	18, 605	770	20, 094	711	20, 116
③研修室	713	17, 337	717	17, 053	765	18, 514	778	19, 334	709	18, 738
④大会議室	605	27, 449	665	31, 373	677	30, 885	660	29, 429	640	32, 287
⑤小会議室	770	6,849	717	6, 735	767	7, 524	750	7, 148	779	7, 922
⑥多目的ホー	651	89, 493	666	91,621	671	98, 294	691	97, 761	703	103, 567
ル										
⑦トレーニン	1, 570	1,570	1, 449	1, 449	1, 379	1, 379	1, 326	1, 326	_	_
グ室										
⑧多目的室	_	_	_	_	_	_	_	_	697	17, 338
計	5, 642	173, 152	5, 489	177, 957	5, 555	187, 288	5, 558	187, 461	4,804	211, 572

11 佐賀市健康運動センター [2-4]

(1) 施設の基本方針

運動を中心とした活動や交流を通し、市民が活き活きと暮らせる社会の実現を目指し、 こどもからお年寄りまでを対象とした「健康づくり」の支援施設として、次に揚げる 4 つの 目標を設定して、市民の健康づくりを推進している。

- ① 元気な高齢者の増加 (一次予防・二次予防ひいては介護予防)
- ② 青壮年期からの健康づくり (一次予防・二次予防)
- ③ 幼児期からのよりよい生活習慣の確立
- ④ 障がい者の運動の日常化・社会参加

(2) 施設の概要

- ① 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2553 番地 (Tel 36-9309)
- ② 建物構造 RC造、S造1階建(一部地階)
- ③ 延床面積 4,769.23 ㎡ (1階4,529.18㎡、地下240.05㎡)
- ④ 敷地面積 59,971.45 m²
- ⑤ 総事業費 27億9500万円 (用地費含む) (地域総合整備事業債 (ふるさとづくり事業))
- ⑥ 施設内容 『屋内施設』

温水プール (25m、可動床、子ども用、ジャグジー)、トレーニングルーム (各種トレーニング機器有)、スタジオ、入浴施設、 更衣室、管理室、多目的室

『屋外施設』

多目的グラウンド (夜間照明設置)、ウォーキングコース (2 コース)、駐車場 (203 台)

- ⑦ 竣 工 平成16年5月10日(建設期間 平成13~15年度の継続事業)
- ⑧ 供用日 平成16年5月11日
- ⑨ 特 徴 敷地北西側に位置する佐賀市環境センター(焼却炉)の余熱利用施設

(3) 利用時間

午前9時から午後9時まで(平日有料エリアは午後9時30分まで延長) ※ 多目的グラウンドのみ 4月1日~10月31日 午前6時から午後9時まで 11月1日~3月31日 午前7時から午後9時まで

(4) 休館日

毎週月曜日、年末年始(12月29日~1月3日)

(5) 管理運営

佐賀市で指定管理者制度を導入した最初の施設であり、現在は 2 期目の指定期間(平成 21~25 年度)を迎えている。指定管理者は健康運動指導や施設管理に関して専門的な能力を有する健康科学研究所・古賀商事連合体を指定し、施設の管理運営の全般を任せている。

(6) 有料エリアの利用実績

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
営業日数	313	311	310	311	310
幼 児	5, 790	5, 754	6, 265	6, 372	7, 213
小中学生	12, 758	12, 524	12,770	13, 174	13, 983
大 人	80, 302	80, 146	79, 465	82, 055	80, 150
65 歳以上	37, 962	41, 526	45, 612	46, 265	49, 905
しょうがい 者・介助者	15, 405	16, 138	16, 183	17,792	18, 345
総利用者	152, 217	156, 088	160, 295	165, 658	169, 596

[※] 有料エリアは、プール、トレーニング室、スタジオ等の個人の利用料金が設定された エリア

(7) 多目的グラウンドの利用実績

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件数	477	674	733	689	710
人数	23, 671	73, 771	72, 160	57, 903	57, 622

(8) 多目的室の利用実績

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件数	101	198	81	161	185
人数	2, 217	3, 488	2, 144	1,992	2,019

12 高齢者福祉

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口は平均寿命の伸長、死亡率の低下等により年次を追って増加している。

	人口総数	高齢	6者人口区分	分(65 歳以_	上) (人)	1	総数に対す
年 度	(人)	65 歳~	70 歳~	75 歳~	80 歳以	計	る比率
	()()	69 歳	74 歳	79 歳	上	μι	(%)
平成 19 年度 (合併後)	236, 711	13, 505	12, 583	11, 359	15, 151	52, 598	22. 22
平成 20 年度	236, 057	13, 833	12, 282	11, 418	15, 888	53, 421	22. 63
平成 21 年度	235, 692	13, 787	12, 152	11,523	16,658	54, 120	22. 96
平成 22 年度	234, 926	13,014	12, 233	11, 565	17, 259	54, 071	23. 02
平成 23 年度	234, 730	12,924	12,673	11, 423	17, 957	54, 977	23. 42
平成 24 年度	236, 004	13, 796	12,737	11, 316	18,608	56, 457	23.92

(住民基本台帳人口:各年度3月末現在)

(2) 老人クラブ 2-2

① 老人クラブ数及び会員数

年度	60 歳以上人口(A)(人)	老人クラブ数	会員数(B) (人)	加入率 (B/A) (%)
平成 24 年度	74, 681	321	15, 469	20. 7

(年度3月末現在)

② 校区別老人クラブ結成状況 (平成25年3月末現在)

杉	交区名	クラブ数	会員数(人)	t.	交区名	クラブ数	会員数(人)
勧	興	6	342	蓮	池	4	222
循	誘	7	332	新	栄	5	294
日	新	9	415	若	楠	6	350
赤	松	4	152	開	成	4	240
神	野	7	393	諸	富	25	1,701
西	与 賀	11	608	大	和	30	1, 265
嘉	瀬	18	697	富	士	18	906
巨	勢	6	332	1=1	瀬	7	369
兵	庫	10	556	中	川副	13	504
高	木 瀬	8	417	大	詫 間	5	377
北	川副	13	432	南	川副	14	600

本	庄	8	390	西	Ш	副	15	698
鍋	島	15	529	東	与	賀	16	779
金	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	7	377	久	保	田	24	880
久	保 泉	6	312					

(3) 老人福祉センター・老人いこいの家 2-2

本市に老人福祉センター・老人いこいの家を設置し、老人の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている。

区分	老人福祉法第 15 条 5 項に基づく老人福祉センター						
名 称	設置者	設置年月日	敷地面積	収容	平成 24 年 度利用状況 (人)		
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構造	建物 延面 積	人員	1 日平均 利用数 (人)		
佐賀市巨勢老人福祉センター	佐賀市	昭和 43 年 5 月 10 日 平成 12 年 12 月改築	3, 791 m²	250	29, 427		
佐賀市巨勢町大字高尾 83 番地 7 (TEL 24-5433)	市社会福 祉協議会	鉄骨造 平屋建	800 m²	人	99		
佐賀市平松老人福祉センター	市社会福 祉協議会	昭和 53 年 2 月 13 日	3, 445 m²	160	43, 508		
佐賀市末広二丁目 12 番 5 号 (TEL 22-0441)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平屋建	598 m²	人	146		
佐賀市開成老人福祉センター	佐賀市	平成6年4月1日	3,665 m²	200	14, 713		
佐賀市鍋島町大字森田 27 番地 5 (TEL 32-1730)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平屋建	955 m²	人	50		
佐賀市大和老人福祉センター	佐賀市	昭和 54 年 3 月 25 日	2, 488 m²	520	9, 489		
佐賀市大和町大字久池井 2970 番地 (TEL 62-0461)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造2 階建	1, 218 m²	人	32		
佐賀市久保田老人福祉センタ ー	佐賀市	昭和 56 年 3 月 23 日	426 m²**	155	7, 352		
佐賀市久保田町大字新田 3323 番地 (TEL 68-3144)	佐賀市	鉄筋コンクリート造 2階建	644 m²	人	25		

※ 建築面積

区 分	老人いこいの家の設置運営について(厚生省社会局長通知) に基づく老人いこいの家				
名 称	設置者	設置年月日	敷地面 積	収容	平成 24 年 度利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営 構 造		建物延 面積	人員	(人)
佐賀市金立いこいの家	佐賀市	昭和47年5月1日	4, 013 m²	150	17, 533
佐賀市金立町大字千布 2314 番 地1 (TEL 98-0540)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平屋建	531 m²	人	59

(4) 養護老人ホーム措置状況 2-2

養護老人ホームは、65 歳以上の者で、経済的理由及び環境上の理由で居宅において生活 することが困難な方を受け入れている。

① 入所者の費用負担について

入所者本人及び扶養義務者の費用負担は次により決定する。

ア 入所者本人

前年分の収入(年金など)から必要経費を控除した額に応じ負担金を徴収する。

イ 扶養義務者

前年分の所得税の額に応じ、負担金を徴収する。

13 障がい者の福祉

(1) 身体障がい者 2-3

身体障がい者は、1級から 6 級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。今後は、2種類以上の身体の障がいをもつ重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

① 身体障害者手帳所持者数 (平成 25 年 3 月末現在)

年 度種 別	24 年度
視 覚 障 が い	775
聴覚・平衡機能障がい	935
音声・言語・そしゃく機能障がい	112
肢 体 不 自 由	5, 977
内部機能障がい	2,906
計	10, 705

- ※ 未届出の異動者を除く。
- ② 障がいの等級別内訳 (平成25年3月末現在)

等級種別	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1
視覚障がい	294	222	47	57	92	63	775
聴覚・平衡機能障がい	78	198	111	202	3	343	935
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	12	51	44	0	0	112
肢 体 不 自 由	881	1,098	947	1,537	1, 138	376	5, 977
内部機能障がい	1,859	29	554	464	0	0	2, 906
計	3, 117	1, 559	1,710	2, 304	1,233	782	10, 705

(2) 知的障がい者 2-3

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、次のように大別される。

- ① 最重度 (IQ20以下) 日常生活において全面的に介助が必要
- ② 重 度 (I Q21~35) 日常生活においてかなりの介助が必要
- ③ 中 度(IQ36~50)

日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

④ 軽 度 (IQ51~75)

日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能 知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基 づいて、各種の援護を受けることができる。

○ 療育手帳所持者数 (平成25年3月末現在)

-		
区分	年度	24 年度
	18 歳未満	158
療育手帳A	18 歳以上	715
	小 計	873
	18 歳未満	294
療育手帳B	18 歳以上	1, 046
	小 計	1, 340
計	2, 213	

(3) 精神障がい者 2-3

精神障がい者とは、統合失調症・そううつ病・精神作用物質による中毒症又はその依存症・精神病質等の精神疾患を持つ人のことをいい、自立支援医療(精神通院)を受けている人の数は3,084人となっている。

平成7年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)において、精神障害者保健福祉手帳の制度が創設され、手帳に基づく各種の援護を受けることができるため、所持者数は年々増加し、平成24年度は1,244人に至っている。

今後、精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進める ため、①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を進める必要があ る。

平成 18 年度から障害者自立支援法の施行に伴い、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになった。

○ 精神障害者保健福祉手帳等所持者数 (平成25年3月末現在)

区分	年 度	24 年度
自立支援医療受	給者証(精神通院)所持者数	3, 084
精神障害者保健	^建 福祉手帳所持者数	1, 244
	1 級	113
	2 級	811
	3 級	320

(付表1) 補装具の種目

種目
義肢
装具
座位保持装置
盲人安全つえ
義眼
眼鏡
補聴器
車いす
電動車いす
歩行器
座位保持いす
起立保持具
頭部保持具
排便補助具
歩行補助つえ
重度障害者用意思伝達装置

(付表2)日常生活用具の種目

`	刊衣 2 / 日市生佔用兵の俚日
	種
介	特殊寝台
護	特殊マット
•	特殊尿器
訓練	体位変換器
支	移動用リフト
援	訓練いす(児のみ)
用	浴槽内昇降機
具	訓練用ベッド
	入浴補助用具
	便器
<u> </u>	頭部保護帽
自 立	歩行補助杖
生	移動・移乗支援用具
生 活	特殊便器
支	火災警報機
援	自動消火器
用 具	
~	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー
	透析液加温器
支程	ネブライザー
支援用在宅療養	電気式たん吸引器
援用 具	酸素ボンベ運搬車
具 等	盲人用体温計(音声式)
	盲人用体重計
	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
情	
報	点字器
• 意	点字タイプライター
思思	視覚障害者用ポータブルレコーダー
疎	視覚障害者用活字文書読上装置
通	視覚障害者用拡大読書器
支	盲人用時計
援 用	聴覚障害者用通信装置
具	聴覚障害者用情報受信装置
,	人工喉頭
	点字図書
	動脈中酸素飽和度測定器(パルオキシメーター)
支 排	ストーマ装具
援 泄	紙おむつ等
用管具理	収尿器
∃ <i>L</i> /}-	以亦命 居宅生活動作補助用具
費修宅	
	天井走行型リフト

(4) 障がい者福祉対策

事業名	事業の概要
難病患者等	居宅で生活する難病患者等に対し、ホームヘルパーの派遣、短
居宅生活支援事業	期入所による一時保護、日常生活用具の給付を行う。
特別障害者手当支給事	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障が
業	い者に対し、月額 26,080 円を支給する。
障害児福祉手当支給事	日常生活において常時介護を必要とする程度の在宅の障がい児
業	に対し、月額 14,180 円を支給する。
手庄 () 良陪生老	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額(入院時食
重度心身障害者 医療費助成事業	事療養費を除く。高額療養費等の給付がある場合その額を控除
达 想	する。)から、月額 500 円を控除した額を助成する。
	発達障がい児・者に対するライフステージに応じた一貫した支
発達障がい者支援事業	援を的確に行うため、個々の発達障がいの状態に応じた個別の
	支援計画を作成して必要な支援を行う。
グループホーム等	施設から退所した障がい者が入居するためのグループホーム等
開設補助事業	を開設した事業者に対し、補助金を交付する。
┃ ┃福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券(年間
旧血ノノマー小川初級事人	10,000円)を交付する。
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。
 自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等
日立入坂区原和日平未	にかかる費用の一部を支給する。
	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介
 介護給付費・訓練等給付費	護者、居住等の状況)に応じ、自立した日常生活又は社会生活
71 1文作17 桌 前侧内 17 间17 英	を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを提供す
	る。
	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するた
補装具費支給事業	め、必要な装具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。
	(付表 1 参照)
	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資
 障害者相談支援事業	源の活用及び社会生活力の向上のための支援並びに情報の提供
	を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域にお
	ける生活を支援する。2市1町で実施。

対象	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
刈	実績	決算額	予算額
新 庁 東 孝 笠	給付件数	千円	千円
難病患者等	1 件	288	0
20 歳以上の心身障がい者で、在宅で生活し、政令で定める程度の障がいの状況にある者	給付件数 延べ 2,312 件	60, 743	63, 665
20 歳未満の心身障がい児で、在宅で 生活し、政令で定める程度の障がい の状況にある者	給付件数 延べ 1,841 件	26, 305	27, 354
・1、2級の身体障害者手帳所持者・IQ35以下の療育手帳所持者・3級の身体障害者手帳所持者で、かつIQ50以下の療育手帳所持者	助成件数 一般 58,384件 後期高齢者医療 57,682件	455, 736	471, 000
発達障がい児・者	個別支援計画作成者数 7 人	2,000	1,600
施設から退所した障がい者が入居するためのグループホーム等を開設した事業者	交付件数 0件	0	500
 ・上肢、下肢、体幹障がい 1種1、2級 ・視覚障がい 1種1、2級 ・内部障がい 1種1級 ・知的障がい 療育A ・精神障がい 1、2級 	助成件数 2,229件	15, 332	16, 858
盲導犬使用者証の交付を受けた視覚 障がい者	給付件数 3件	92	144
18 歳以上の身体障害者手帳所持者	給付件数 腎臓 11,288件 心臓 130件 肢体 265件	379, 069	401, 700
身体障がい、知的障がい及び精神障 がいを有する障がい児・者	サービス利用者 延べ 26,545 人	3, 150, 324	3, 290, 000
身体障害者更生相談所の判定の結果、補装具が必要と認められる身体 障害者手帳所持者	支給決定件数 539 件	48, 949	50,000
委託先 社会福祉法人長興会 特定非営利活動法人プラットさが 社会福祉法人佐賀整肢学園	延べ相談件数 11,869 件	24, 600	24, 600

事業名	事業の概要
コミュニケーション 支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁1階総合案内に手話通訳者を配置し、また、佐賀県聴覚障害者協会に 委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する。
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具 の給付又は貸与を行う。(付表2参照)
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を 行う。
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行う。
障害者訪問入浴	歩行が困難な身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入
サービス事業	浴の介護を行う。
障がい者就職支度金給 付事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用している者で、就職等により自立する者、又はハローワークに登録し、ハローワークからの紹介により就職した者に対し、就職支度金を支給する。
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を 提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行う。
障害者体育大会の開催	障がい者の体力維持や社会参加の促進を図るとともに、市民の障が い者に対する理解を深めるため、障がい者の体育大会を開催する。
自動車運転免許取得 · 改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合に、また、就労等に伴い、自ら 所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費 の一部(限度額 10 万円)を助成する。

対象	平成 24 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度
,,,		決算額	予算額
聴覚、言語機能、音声機能、その他 の障がいのため、意思疎通を図るこ とに支障がある障がい者	配置人員1 人(派遣回数)手話通訳者168 回要約筆記者18 回	2, 720	2, 577
市内居住又は勤務する者で、手話・ 要約筆記に興味があり、ほぼ全ての 講座を受講できるもの	(修了者数) 手話 25名 要約筆記 5名	775	775
重度の身体障がい児・者、知的障がい 児・者、精神障がい者であって、当該 用具を必要とする者	給付決定件数 4,163 件	45, 527	52,000
屋外での移動が困難な在宅の障がい 者等	利用者数 139 人 延べ利用時間数 13,542 時間	25, 233	26, 000
委託先 11 事業所	延べ利用者数 13,583 人	48, 845	64,000
家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者(常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)	利用者数 9人	2, 354	2, 500
歩行が困難な在宅の身体障がい者	利用者数 3人 延べ利用回数 183 回	2, 288	2, 638
就労移行支援事業又は就労継続支援 事業を利用し、就職又は自営により 施設を退所することとなった者、又 はハローワークに登録し、ハローワ ークからの紹介により就職した者	給付者数 10 人	360	900
日中における活動の場の確保が、一 時的に必要な障がい児・者	利用者数 110人 延べ利用回 2,915回	7, 563	10, 900
市内居住の障がい者	参加者数 185 人	400	380
自動車運転免許 身体障害者手帳又は療育手帳所持 者 自動車改造 就労等に伴い、自ら所有し、運転 する自動車の改造を必要とする身 体障害者手帳所持者	(助成件数) 自動車運転免許 2件 自動車改造 6件	724	1, 320

事業名	事業の概要
障害者虐待防止対策支 援事業	在宅の障がい者の権利擁護を目的として、24 時間・365 日対応の相談窓口を設置し、虐待に関する通報・相談に対応し、虐待の予防及び早期発見を図る。また、事案の発生時には、事実確認、立入調査等、必要な措置を講じるとともに虐待をうけた障がい者及び養護者への支援を行う。その他、広報啓発活動を行
療養介護医療費給付事 業	う。 介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を 受けた障がい者が、障害福祉サービス事業者等から療養介護医 療を受けたとき、療養介護医療費を支給する。
障害児通所支援事業	療育が必要な未就学児に対して訓練などのサービスや、学齢期の障がい児に対し、放課後や長期休業時において生活能力向上などの訓練のサービスを提供する。

対象	平成 24 年度実績	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 予算額
18 歳以上の在宅の障害者	相談件数 387件 広報啓発人数 2,529人	6, 747	13, 609
介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障がい者	延べ利用件数 796 件	56, 308	65, 450
障がい児等	延べ利用件数 (月単位・事業所単位) 1,938 件	124, 676	115, 703

14 その他の福祉

(1) 災害救助 2-1

- ① 災害救助法にもとづく救助
 - 災害で広範囲におよび救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。
- ② 災害 用慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する法律による救済 自然災害により死亡した者があるときは、その遺族に対して災害 用慰金を支給し、又、 自然災害により世帯主が 1 ヶ月以上の負傷を負った場合、住家が全壊又は半壊した場合 等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けをする。
- ③ 小災害罹災者に対する見舞金及び見舞品の支給

火災又は洪水等で、災害救助法並びに災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに 関する条例の適用を受けることができない災害の場合には、その災害の程度により罹災者 の自立更正を助けるため見舞金・見舞品を支給している。

○ 見舞金·見舞品支給基準

区	分	1人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6人以上の世帯
B ## △	全壊・ 全焼全 流失等	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円	70,000 円	5 人世帯の金額 に 1 人増すごと に 10,000 円を 加える。
見舞金	半壊・ 半焼半 流失等	20,000 円	25, 000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円	5 人世帯の金額 に 1 人増すごと に 5,000 円を加 える。
見 舞 品全壊・全焼	毛布	1枚	2枚	3 枚	4枚	5 枚	5 人世帯の枚数 に1人増すごと に1枚加える。
全流失等しのみし	洗面セット	1 箱	1 箱	2 箱	2 箱	3 箱	3 箱

〇 罹災状況 (単位:世帯数)

年 度 種 類	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
全壊・全焼・全流失	14	9	15	6	8
半壊・半焼・半流失	1	4	1	0	4

(2) 災害時要援護者避難支援対策事業 2-1

災害時に自力での避難が困難であったり避難行動に時間を必要とする高齢者や障がい者などの、いわゆる「災害時要援護者」(以下「要援護者」という。)に対して、要援護者 台帳への登録を推進し、要援護者の把握に努める。

また、要援護者の登録情報を避難支援員、民生委員・児童委員、広域消防局、自治会、 校区社会福祉協議会、消防団、自主防災組織、地域包括支援センターと共有して、地域に おける安否確認や避難支援に役立てる。

① 対象者

ア ひとり暮らし高齢者

イ 高齢者のみ世帯員

ウ 要介護 3~5の方

エ 身体障がい者:身体障害者手帳・・・肢体(下肢・体幹)1~3級

視覚(視力)・聴覚1~3級の方

オ 知的障がい者:療育手帳…A判定の方

カ 精神障がい者:精神障害者保健福祉手帳…1級の方

キ 難病患者・発達障がい者などで特に支援が必要と認められる方

ク 病気やケガなどにより特に避難支援が必要と認められる方

② 災害時要援護者登録者数一覧

(各年度とも3月末現在)

	高齢者	障がい者	計	避難支援員	避難支援員
年度		難病患者等		確保者	確保率
	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
22 年度	1,726	50	1,776	1,055	59.4
23 年度	2, 240	73	2, 313	1, 334	57.7
24 年度	2, 145	80	2, 225	1, 312	59.0

※ 65歳以上の障がい者や難病患者等は、高齢者として登録

③ 福祉避難所・福祉避難施設

公民館や小・中学校での避難生活が困難な要援護者の方たちのために、必要に応じて開設する。

○ 福祉避難所(18ヶ所)

施設名	所 在 地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目 12番5号	22-0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾 83 番地 7	24-5433
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田 27 番地 5	32-1730
金立いこいの家	金立町大字千布 2314 番地 1	98-0540
諸富保健センター	諸富町大字諸富津7番地	_
諸富町公民館] 珀 虽叫 八 丁 珀 虽 伊 亻 街 地 	47-4995

諸富文化体育館	諸富町大字諸富津 52 番地	47-7977
諸富生活支援生きがいづくりセンター	諸富町大字山領 228 番地 1	47-6014
大和老人福祉センター	大和町大字久池井 2970 番地	62-0461
大和生涯学習センター	大和町大字尼寺 1875 番地	62-3151
大和健康管理センター	大和町大字尼寺 1871 番地 2	62-1111
富士生涯学習センター	富士町大字古湯 2624 番地	58-2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大字大野 1060 番地 12	57-2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	56-2200
南川副公民館	川副町大字鹿江 422 番地 1	45-8919
東与賀保健センター	東与賀町大字下古賀 1193 番地	45-8022
久保田老人福祉センター	│ · 久保田町大字新田 3323 番地	68-4512
久保田農村高齢者交流施設	久床山門八丁利山 3323 街地	68-5090

○ 福祉避難施設(32ヶ所)

【介護老人福祉施設(14ヶ所)】

施設名	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム 扇寿荘	嘉瀬町大字中原 2585 番地	28-6166
特別養護老人ホーム 晴寿園	高木瀬東四丁目1番5号	30-1165
特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	高木瀬町大字東高木 1170 番地	20-6511
特別養護老人ホーム つぼみ荘	北川副町大字光法 1480 番地 2	25-2803
特別養護老人ホーム 春庵	鍋島町大字蛎久 1313 番地	31-0711
きんりゅうケアセンター 桂寿苑	金立町大字千布 4088 番地 1	71-8055
特別養護老人ホーム 桂寿苑	久保泉町大字川久保 1986 番地	98-3521
特別養護老人ホーム 福壽園	諸富町大字諸富津 209 番地 3	47-5091
特別養護老人ホーム シオンの園	大和町大字久留間 3865 番地 1	62-5566
特別養護老人ホーム ロザリオの園	大和町大字久池井 1386 番地 2	62-0303
介護老人福祉施設 なごみ荘	富士町大字小副川 562 番地	64-2314
特別養護老人ホーム シルバーケア三 瀬	三瀬村三瀬 38 番地 1	56-2947
特別養護老人ホーム けやき荘	川副町大字福富 866 番地 1	45-5193
特別養護老人ホーム 南鷗荘	久保田町大字久富 3459 番地 2	68-2136

【介護老人保健施設(11ヶ所)】

施設名	所 在 地	電話番号
介護老人保健施設 エバーグリーン	嘉瀬町大字中原 1965 番地 1	22-2300
佐賀社会保険介護老人保健施設 サン ビューさが	兵庫南三丁目8番1号	22-3121
介護老人保健施設 みどりの園	兵庫町大字渕 1912 番地 1	33-9977
介護老人保健施設 きりん	金立町大字薬師丸 1274 番地 1	98-0120
介護老人保健施設 ライフエイド	久保泉町大字川久保 5403 番地	98-3377
介護老人保健施設 徐福の里	諸富町大字大堂 1049 番地 4	34-8880
介護老人保健施設 白壽園	諸富町大字諸富津 220 番地	47-5115
介護老人保健施設 しょうぶ苑	大和町大字尼寺 3227 番地 1	62-6511
介護老人保健施設 メイプルハウス	川副町大字早津江 265 番地	45-8161
介護老人保健施設 レストピア	東与賀町大字下古賀 1349 番地	45-8181
医療法人洋友会介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	久保田町大字新田 3679 番地	68-4070

【障がい者福祉施設(7ヶ所)】

施設名	所 在 地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16番 39号	29-5284
佐賀整肢学園こども発達医療センター	金立町大字金立 2215 番地 27	98-2211
佐賀整肢学園 オークス	金立町大字金立 168 番地 1	98-3770
知的障害者更生施設 はがくれ学園	久保泉町大字川久保 4466 番地 1	98-2575
障害者支援施設 いとし子の家	大和町大字久池井 1407 番地 11	62-1611
知的障害者入所更生施設 富士学園	富士町大字内野 209 番地 8	63-0107
知的障害者入所更生施設 めぐみ園	東与賀町大字飯盛 1584 番地	34-7722

(3) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護 2-1

- ① 戦没者(軍人・軍属・準軍属)の遺族援護
 - ア 恩給法・・・普通恩給(加算関係)・傷病恩給・扶助料
 - イ 援護法・・・弔慰金・遺族年金・給与金・傷病年金
 - ウ 特別法・・・戦没者等の妻に対する特別給付金・戦傷病者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の受給 関係の受付事務
- ② 戦没者慰霊祭への補助等 市単独事業として戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の援助を行っている。

○ 給付事務等の処理状況

						(手匹・圧)	
区別	年度	19	20	21	22	23	24
特別	弔 慰 金	269	0	57	10	14	0
特別給付金	(戦没者等の妻)	3	0	0	2	0	3
特別給付金	(戦傷者等の妻)	5	1	3	0	10	10
特別給付金	(戦没者の父母等)	0	0	0	0	0	0
性叩公什么	国債貸付	0	0	0	0	0	0
特別給付金	国債買上	2	2	0	0	0	1
快叫用馱人	国債貸付	0	0	0	0	0	0
特別弔慰金	国債買上	2	4	2	0	0	0

(単位:件)

(4) 社会福祉法人の監査等 2-1

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)の公布に伴い、平成25年4月1日から主たる事務所が佐賀市内にあり、佐賀市内のみでその事業を実施する社会福祉法人について、権限移譲により佐賀市が所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受理や、法人運営及び会計経理などに対する助言、改善指導を行う。

○ 対象となる法人数 (56 法人:平成 25 年 4 月 1 日現在)

該当施設・団体	法人数
生活介護・施設入所支援 短期入所・就労 B	12
特別養護老人ホーム ケアハウス	12
保育所	30
児童養護施設	1
社会福祉協議会	1

(5) 福祉・就労支援事業 2-6

平成24年8月1日から佐賀市と厚生労働省佐賀労働局(ハローワーク佐賀)が共同で本庁1階窓口に「佐賀市福祉・就労支援コーナー(愛称:えびすワークさがし)」を開設し、自立が望める生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の福祉サービスが必要な方への就労による経済的・社会的自立を支援している。

- ① 平成24年度実績(期間:平成24年8月から平成25年3月まで)
 - えびすワークさがし相談件数

(件)

新規相	談件数	再相談件数		合	計
	支援対象者		支援対象者		支援対象者
477	323	1, 343	1, 108	1,820	1, 431

- ※ 支援対象者=生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者等
 - 支援対象者の就職数

(人)

生活保護	雙受給者 (児童扶養手当受給者		住宅手当受給者		合計	
	HW 紹介		HW 紹介		HW 紹介		HW 紹介
119	95	164	150	22	16	305	261

※ HW=ハローワーク佐賀

15 民生委員・児童委員 [2-1]

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の歴史の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

- ① 岡山県で「済生顧問制度」が創設された。(大正6年)
- ② 大阪府で「方面委員制度」が創設された。(大正7年)
- ③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設された。 (大正 13 年) 佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
- ④ 全国で「方面委員制度」が創設された。(昭和3年頃) 済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
- ⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。 (昭和 11 年) 国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
- ⑥ 方面委員から民生委員に名称が変更された。(昭和 21 年) 民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者 の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等広く地域住民を対象にすることになった。
- ⑦ 児童福祉法の制定(昭和22年12月2日法律第164号) 児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。
- ⑧ 民生委員法の制定(昭和23年7月29日法律第198号) 民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
- ⑨ 主任児童委員制度が創設された、(平成6年1月1日) 児童を取り巻く社会環境変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

(2) 任務・定数・任期・身分

① 任務(民生委員法第1条)

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

- ② 定数(民生委員法第4条)
 - 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、県知事が市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞いて定める。
- ③ 任期(民生委員法第10条) 民生委員の任期は、3年(補欠委員の任期は、前任者の団人機関とする。)
- ④ 身分(地方公務員法第3条第3項第2号)

「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの(地方公務員法第3条第3項第2号)」にあたり、特別職の地方公務員に該当する。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

① 民生委員の職務内容(民生委員法第14条) ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと

- イ 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ウ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- エ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- オ 福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
- カ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと
- ② 児童委員の職務内容(児童福祉法第17条)
 - ア 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
 - イ 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
 - ウ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
 - エ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
 - オ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
 - カ その他、必要に応じて、児童及び助産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと
- ③ 主任児童委員の職務内容(主任児童委員設置運営要綱)
 - ア 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
 - イ 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

(4) 民生委員・児童委員の定数 (平成25年4月1日現在)

535人(うち主任児童委員定数 54人)

(5) 地区協議会別委員数

(平成25年4月1日現在 単位:人)

地区友	民生委員·	内	訳	地区友	民生委員·	内	訳
地区名	児童委員数	男	女	地区名	児童委員数	男	女
勧 興	15 (2)	7	8	久保泉	10 (2)	5	5
循 誘	24 (2)	12	12	蓮 池	6 (2)	2	4
日 新	24 (2)	5	19	新栄	15 (2)	6	9
赤松	18 (2)	1	17	若 楠	20 (2)	3	17
神 野	25 (2)	3	22	開成	18 (2)	5	13
西与賀	14 (2)	7	7	諸富	25 (2)	15	10
嘉瀬	11 (2)	6	5	大 和	51 (3)	27	24
巨 勢	11 (2)	9	2	富士	27 (2)	18	9
兵 庫	18 (2)	8	10	三瀬	10 (2)	7	3
高木瀬	28 (2)	11	17	川副	47 (3)	30	17
北川副	25 (2)	15	10	東与賀	20 (2)	11	9
本 庄	22 (2)	11	11	久保田	18 (2)	8	10
鍋島	19 (2)	8	11	合 計	531 (54)	246	285
金立	10 (2)	6	4				

※ ()は、うち主任児童委員数

(6) 経験年数調(平成25年4月1日現在)

(単位:人)

3年未満	3~5 年	6~9 年	10~19年	20~29 年	30 年以上
256	141	53	71	9	1

(7) 活動状況(平成24年度)

民生委員・児童委員定数(主任児童委員を含む) 535人

	Ţ	項 目	年間総数	年間1人あたり総数
		在宅福祉	2,248 件	4.2件
		介護保険	849 件	1.6件
		健康・保健医療	2,399件	4.5件
Les		子育で・母子保健	715 件	1.3件
相		子どもの地域生活	3,380件	6.3件
⇒ık		子どもの教育・学校生活	1,211 件	2.3件
談	内	生活費	731 件	1.4件
	容	年金・保険	136 件	0.3件
·	別	仕 事	161 件	0.3件
支	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	家族関係	865 件	1.6件
X		住居	380 件	0.7件
援		生活環境	1,327件	2.5件
1欠		日常的な支援	7,820件	14.6件
件		その他	6,849件	12.8件
		計	29,071 件	54.3件
数		高齢者に関すること	18,303件	34.2件
20	分	障がい者に関すること	1,024件	1.9件
	野	子どもに関すること	5,442件	10.2件
	別	その他	4,302件	8.0件
		計	29,071 件	54.3 件
そ	調査	・実態把握	52,110件	97.4 件
の 他	行事	・事業・会議への参加・協力	16,508件	30.9件
\mathcal{O}	地域	福祉活動・自主活動	26,953 件	50.4件
活 動	民児協運営・研修		12,467 件	23.3件
件	証明事務		869 件	1.6件
数	要保護児童の通告・仲介		342 件	0.6件
回訪	訪問・連絡活動		85,691 回	160.2 回
数問	その	他	53, 223 回	99.5 回
整連絡	委員	相互	15,444 回	28.9 回
数調	その	他の関係機関	12,346 回	23.1 回
活動日	数		83,746 日	156.5 日

16 生活保護

(1) 佐賀市の保護状況の推移 2-6

本市における生活保護の状況は、昭和 55 年の被保護世帯数 1,124 世帯、被保護人員 2,191 人、保護率 1.34%をピークに微増減していましたが、昭和 62 年より減少傾向に転じ、平成 8 年度には 764 世帯、1,052 人、保護率 0.62%まで減少しました。

その後、平成 17 年、19 年の 2 回にわたる市町村合併による影響もあり、平成 19 年度には 1,376 世帯、1,786 人と増加に転じました。

さらに平成20年秋のリーマンショック以降の急激な景気の悪化に伴い、生活保護の申請が急増し、平成25年9月末の被保護世帯数2,204世帯、被保護人員2,783人、保護率1.18%に達しています。

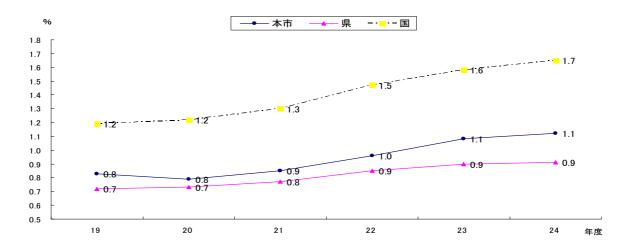
このような状況の中で、第二のセーフティネット支援としての住宅支援給付や保護の実施体制の整備充実、各種社会資源の活用及び関係諸機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っております。

佐賀市における最近の保護傾向は、次表のとおりです。

① 被保護世帯・人員の推移 (年度平均値)

年度	被保護世帯	指数	被保護者数	指数	保護率(%) (人	口百対)
干及	恢 休 謢 巴 帘	1日 数		1日 剱	本 市	県	国
19	1, 376	100	1,786	100	0.8	0.7	1.2
20	1, 487	108	1,929	108	0.8	0.7	1.2
21	1,656	120	2, 137	120	0.9	0.8	1.3
22	1,873	136	2, 413	135	1.0	0.9	1.5
23	2,040	148	2, 598	145	1.1	0.9	1.6
24	2, 156	157	2,713	152	1. 1	0.9	1.7

(図 1) 保護率の推移(4 月数値) (人口 100 人当りの比率)



② 扶助費の年度別比較

	(人)	員)															(年度	別月平均	均)
年度	区分	現に係受け		生活	扶助	住宅	扶助	教育	扶助	介護	扶助	医療	扶助	出産	扶助	生業	扶助	葬祭	扶助
(月平	:均)	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
1	9	1, 376	1, 786	1,238	1,632	1,017	1, 368	57	97	238	246	1, 281	1,614	0	0	14	17	2	2
2	:0	1, 487	1, 929	1, 351	1,773	1, 111	1, 492	58	90	275	283	1, 374	1, 723	0	0	20	22	2	2
2	:1	1,656	2, 137	1,518	1, 978	1, 230	1,641	69	109	286	295	1, 520	1,897	0	0	26	30	3	3
2	2	1,873	2, 413	1,717	2, 226	1, 412	1, 858	73	115	325	336	1,710	2, 125	0	0	27	29	3	3
2	:3	2,040	2, 598	1,872	2, 400	1, 561	2, 034	84	123	368	381	1, 859	2, 292	0	0	28	30	4	4
2	4	2, 156	2, 713	1,989	2, 525	1,669	2, 140	90	124	404	412	1, 991	2, 457	0	0	38	43	3	3
	(扶助費)																		
	年度		19			20			21			22			23			24	
種類	区分	扶耳	助費	構成比	扶耳	力費	構成比	扶助	助費	構成比	扶助	力費	構成比	扶助	助費	構成比	扶助	力費	構成比
生	活	9	28, 496	28. 0	1, 0	00, 280	27. 5	1, 1	33, 666	28. 4	1, 3	00, 488	30. 2	1, 4	09, 092	29. 6	1, 4	83, 556	29. 6
住	宅	2	84, 511	8. 6	3	18, 994	8.8	3	72, 386	9.3	4	37, 532	10. 1	4	90, 522	10.3	5	20, 005	10.4
教	育		7, 584	0.2		7, 433	0.2		11, 983	0.3		13, 168	0.3		14,870	0.3		14, 946	0.3
介	護		79, 607	2. 4	1	03, 419	2. 9	1	00, 289	2. 5	1	04, 017	2. 4	1	00, 488	2. 1		97, 371	1.9
医	療	1,9	05, 686	57. 5	2, 0	81, 639	57. 3	2, 2	40, 108	56. 1	2, 3	16, 596	53. 7	2, 5	95, 831	54. 6	2, 7	47, 113	54. 7
出	産		193			0			0			0			0			0	
生	業		4, 944	0.3		5, 916	0.3		8, 493	0.4		6, 137	0.3		7, 056	0.3		9, 195	0.3
葬	祭		4, 806			5, 435			5, 694			5, 861			6,065			6,611	
施設事	事務費		97, 263	3. 0	1	09, 327	3. 0	1	17,692	3.0	1	27, 467	3. 0	1	34, 300	2, 8	1	41,689	2.8

5,020,486 100.0

3, 632, 443 100. 0 3, 990, 311 100. 0

③ 世帯類型別被保護世帯数(25年4月分)

3, 313, 090 100. 0

世帯数・比率区分	世帯数	比率
高 齢 者 世 帯	1,073	49. 9
母 子 世 帯	95	4. 4
障がい者世帯	186	8.6
傷病世帯	584	27. 2
そ の 他	212	9.9
計	2, 150	99. 9

④ 労働力類型別の保護世帯の状況(25年4月分)

_									
	世帯類型		現に保	護を受け	た世帯(月中)			
労働力類型		高齢者	母子	障害者	傷病	その他	医療扶 助単給 (再掲)	計	構成比
世帯	常用勤労者	16	22	12	43	46		139	
主が働	日雇労働者	2	4	1	5	13		25	8
いて	内 職 者	2	1	1	2	2		8	0
いる	その他	3		6		1		10	
世初	帯員が働いている	2	4	1	25	15		47	2
働い	ているものがいない	1, 048	64	165	509	135	1	1, 921	89
	計	1,073	95	186	584	212	1	2, 150	100

17 人権·同和政策 [2-9]

(1) 同和行政推進機関

① 佐賀市同和対策推進委員会(24名程度)

委員長 副市長

副委員長 保健福祉部長

委員 各部長、市長事務部局の副部長、各支所長、委員長が指名する職員

幹 職員のうちから委員長が任命

② 佐賀市部落差別撤廃·人権擁護審議会(15名以内)

会 長 1名

副会長 1名

委 員 13名

※ 委員は、学識経験を有する者及び各種団体代表者から市長が委嘱

(2) 隣保館

① 隣保館の設置目的

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。

② 名 称 佐賀市隣保館

着 工 昭和61年10月24日

完成 昭和62年3月16日

開館 昭和62年4月1日

所在地 佐賀市多布施三丁目 16 番 10 号

構造 鉄骨2階建

建物 延床面積340平方メートル

内 容 1階 事務室 調理実習室 児童研修室

2階 保健相談室 和室(教養娯楽室) 大会議室

③ 隣保館の組織及び職員構成

ア組織

保健福祉部----人権·同和政策課---- 隣保館

イ 職員構成

館 長 (職員)1名

指導員 (嘱託)2名

生活相談員 (嘱託)1名

④ 事 業

ア 各種相談事業

i 生活相談

地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な 連携を取り合って、地域住民の生活の安定と向上を図る。

ii 健康相談

地域住民の健康の維持、増進を図るため、医師、保健師、栄養士等による、成人、 妊産婦、乳幼児の健康相談、精神衛生等保健指導に努める。

iii 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、老人、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係 課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

iv その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

イ 啓発活動

- i 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。
- ii 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 生け花教室 フォークダンス教室 茶道教室 絵手紙教室

ウ 広報事業

「隣保館だより」を発行し、人権・同和問題等を掲載し、市民の人権意識の高揚及び 啓発に努める。

⑤ 隣保館運営審議会

委 員 10名

各種団体代表ほか

任 務 隣保館に関する重要事項の調査審議

(3) 人権・同和教育及び啓発 2-9

① 人権・同和教育推進の体制づくり

人権啓発推進リーダーの育成を図り、職場や地域における人権教育・啓発の推進を図る。 ア 人権啓発推進リーダーの育成

市職員、社会同和教育指導員、社会教育関係団体役員等の計画的な研修会を実施し、人権啓発推進リーダーの育成を図る。

② 相談機関との連携、啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、人権問題に関する相談機関との連携を図るとともに、教育・啓発のあり方に関する調査・研究を進めながら啓発活動を展開していく。

ア 教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会参加者等へのアンケート調査を行い、人権・同和問題を自分自身の問題と して共感できる教育・啓発のあり方に関する調査・研究の推進を図る。

イ 広報誌等による啓発

市報に、人権・同和問題特集記事を年2回、身近な人権問題を題材にした人権コラムを毎月(年12回)掲載し、啓発を図る。

ウ 人権・同和問題研修会等の開催

人権・同和教育学級、同和問題講演会等を開催し、啓発活動の推進を図る。

③ 社会人権・同和教育の推進

人権・同和問題について、広く市民の認識と理解を深めてもらうため、社会人を対象に した人権・同和教育を進めるとともに、企業等が人権・同和問題研修に積極的に取り組め るよう、適切な指導・助言を行うことによって、すべての市民の人権が尊重され、共に支 えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

ア 社会人権・同和教育推進体制の充実

各社会人権・同和教育推進協議会及び社会教育関係団体等の自主的な研修体制への指導・援助により、推進体制の充実を図る。

イ 人権・同和教育機会の拡充

地域や企業等に対する講師の紹介・派遣、研修教材の提供等を行い、自主的な研修会 や社内研修に対する支援を行う。

ウ 人権・同和教育諸機関との協力

人権・同和教育諸機関との協力体制を強固なものとし、社会人権・同和教育の推進及 び組織体制の充実を図る。

エ 新たな人権課題への取組

国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人 権課題についても状況に応じた取り組みを行う。

オ 教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と、福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、 必要な施策を展開するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の 機能の充実を図る。

18 国民健康保険 [2-4]

(1) 国民健康保険事業のあゆみ

昭和20年7月 佐賀国民健康保険組合(任意設立・任意加入制)

昭和24年1月 市公営(任意実施・強制加入制)

昭和32年4月 市全域国保実施事業内容完全統一(5割給付)

昭和36年10月 世帯主の結核・精神病の7割給付

昭和 38 年 10 月世帯主の 7 割給付実施昭和 42 年 1 月世帯員の 7 割給付実施昭和 47 年 4 月賦課事務を電算に委託

昭和48年1月 老人医療費支給制度実施、70歳以上医療費無料化

昭和49年4月 高額療養費制度を任意給付として実施(個人負担限度額 30,000

円)

昭和53年4月 高額療養費委任払方式の実施

昭和 58 年 2 月 老人保健法施行

昭和 59 年 10 月 退職者医療制度の創設 平成 5 年 3 月 改正国民健康保険法

国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担

の定額化

平成6年6月 改正国民健康保険法

付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出 産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住

所地主義特例の創設

平成7年4月 改正国民健康保険法

高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税

軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し

平成9年9月 国民健康保険条例準則の一部改正

外来の薬剤に係る一部負担の制度化

平成 10 年 6 月 改正国民健康保険法

老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険

の事務費負担金の一般財源化

平成11年7月 老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置

平成 12 年 4 月 介護保険制度施行

改正国民健康保険法

滞納者対策の強化(被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の 交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等)、住所

地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課

平成 13 年 6 月 健康保険法等一部改正

高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標

準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率 1 割負担の導入、

老人保健制度に高額医療支給制度の創設

平成 14 年 10 月 健康保険法等一部改正

一部負担金の見直し(3歳未満:2割、3歳以上69歳以下:3割、70歳以上:1割又は2割)、老人医療受給対象年齢の引き上げ(5年間で70歳から75歳に段階的に引き上げ)

平成15年4月 一部負担金の見直し(退職被保険者等:3割)

保険者支援制度の創設

高額医療費共同事業の拡充・制度化

保険税の所得割算定方法の見直し

平成 16 年 4 月 国民健康保険税の税率・税額改定

平成 17 年 10 月 佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し新佐賀市となる

市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定

平成 18 年 10 月 健康保険法等一部改正

高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する 70 歳未満上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し (70 歳以上現役並み所得者:3割)、70 歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設

出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制 度の導入

平成 19 年 4 月 健康保険法等一部改正

70 歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化

平成 20 年 4 月 健康保険法等一部改正

65歳以上を対象とした保険税の年金からの特別徴収の開始

70歳~74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割→2割)

※ ただし、指定公費負担制度が創設され 1 割負担に据え置き (以後毎年1年ずつ延長)

乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育 就学前)

老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正

保険者に対する一定の予防健診等の義務付け

高額介護合算療養費の施行

後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設 前期高齢者(65歳~74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設

平成21年1月 出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設

75 歳到達月の一部負担金の自己負担額を 1/2 とする措置

平成 21 年 2 月 国民健康保険法の一部改正

資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保 険者証の交付

平成 21 年 4 月 70 歳~74 歳の高齢者の患者負担の運用延期(1 割→2 割→1 割)

指定公費負担制度の運用を1年延期

平成21年8月 高額医療高額介護合算制度(施行 平成20年4月)の本格運用開始

平成 21 年 10 月 出産育児一時金支給額の引き上げ (380,000 円から 420,000 円

に) ただし、産科医療補償制度の対象医療機関以外での出産の場 合は、390,000円

出産育児一時金の直接支払制度の創設

佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止

平成 22 年 4 月 資格証明書交付世帯に属する高校生担当年齢以下の被保険者へ短

期被保険者証の交付(有効期間6箇月)

非自発的失業者に対する保険税軽減措置

被保険者証様式の変更 (二つ折タイプへ拡大)

「被保険者証」「高齢受給者証」「特定健診受診券」の一体化

短期証交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者への有効 平成 22 年 7 月

期間 6 箇月以上の短期被保険者証の交付

平成 24 年 4 月 限度額適用認定証の外来・調剤・訪問看護への使用範囲拡大

(2) 加入状況 (一般·退職·老人)

単位:世帯・人・%)

	世帯			人	家 族	構成		
年							全市	国保
度	全市[A]	国保[B]	加入率	全市[C]	国保[D]	加入率	[C/	[D/
							A]	В]
9.4	[94, 677]	[32, 524]	[34. 35]	[236, 004]	[58, 692]	[24.87]	[2.49]	[1.80]
24	94, 496	32, 975	34.90	236, 529	59, 918	25. 33	2.50	1.82

※ 年度年間平均(4月~3月)の数 []内の数値は3月31日現在の数

(3) 保険給付の状況

① 療養諸費の状況(一般+退職)

(単位:件・円)

年度	種別	件数	費用額	1件あたり 費用額	1人あたり 費用額
	療養の給付	1, 050, 614	22, 038, 631, 262	20, 977	368, 422
24	療養費	24, 282	218, 558, 729	9,001	3, 654
	計	1, 074, 896	22, 257, 189, 991	20,706	372, 076

- ※ 療養の給付については、3月診療分~2月診療分(一般・退職)
- ※ 24年度事業年報による
- ② 療養の給付 [診療費] (一般+退職)

	件数	日 数	費用額	受診率	1件当り	1件当り	1人当り
年度					日数	費用額	費用額
	(件)	(日)	(円)	(%)	(日)	(円)	(円)
24	1, 050, 614	1, 602, 085	22, 257, 189, 991	1756. 32	1.52	21, 185	372,076

- ※ 昭和58年2月1日より老人保健法施行
- ※ 昭和59年10月1日より退職者医療制度の創設
- ※ 3月診療分~2月診療分(一般・退職) 24年度事業年報による

③ 高額療養費・高額医療費

年度	区分	一般	退職者	計
9.4	件 数	31, 262	2, 271	33, 533
24	高額療養	1, 959, 876, 087	174, 639, 755	2, 134, 515, 842

- ※ 24年度事業年報による
- ④ 鍼灸施設利用費助成

佐賀市 助成単価:1,000円(被保険者一人につき1日1回、1年度間48回まで)

(単位:件・円)

〇 鍼灸施設利用状況

利用証	施術回数	市負担金交付額	利用証交付率	1人当たり	
交付人員		(決算額)	(A)/平均	利用回数	
(A)	(B)	(C)	被保険者数	(B) / (A)	
1,515 人	12,916 旦	12,916,000円	2.58%	8.53 回	

※ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの実績

(4) 保険財政(24年度)

〇 歳 入

	予算総額	調定額	収入済額	不納欠損	収入未済額	収力	
 科 目				額		(%	
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	対	対
	(,,,,	,		(,,,,	(1 7)	予算	調定
国 民 健 康 保 険 税	6, 096, 010, 000	6, 790, 978, 574	5, 480, 160, 541	66, 405, 115	1, 244, 412, 918	89. 90	80. 70
一部負担金	4,000	0	0	0	0	0.00	0.00
使用料及び 手 数 料	4, 760, 000	4, 437, 400	4, 437, 400	0	0	93. 22	100.00
国庫支出金	7, 393, 995, 000	6, 969, 727, 799	6, 969, 727, 799	0	0	94. 26	100.00
療養給付費 交 付 金	1, 562, 855, 000	1, 657, 605, 000	1, 657, 605, 000	0	0	106. 06	100.00
前期高齢者 交付金	6, 267, 505, 000	6, 267, 505, 689	6, 267, 505, 689	0	0	100.00	100.00
県支出金	1, 621, 046, 000	1, 482, 982, 136	1, 482, 982, 136	0	0	91.48	100.00
共同事業 交 付 金	3, 864, 746, 000	3, 665, 947, 097	3, 665, 947, 097	0	0	94. 86	100.00
財産収入	221,000	8, 944	8, 944	0	0	4. 05	100.00
繰 入 金	2, 095, 415, 000	2, 074, 520, 875	2, 074, 520, 875	0	0	99.00	100.00
繰 越 金	2,000	0	0	0	0	0.00	0.00
諸収入	60, 903, 000	59, 540, 684	57, 713, 774	170, 614	1, 656, 296	94. 76	96. 93
計	28, 967, 462, 000	28, 973, 254, 198	27, 660, 609, 255	66, 575, 729	1, 246, 069, 214	95. 49	95. 47

※ 収入済額には、還付未済額 1,915,800 円を含む。

〇 歳 出

科目	予算総額	支出済額	不用額	執行率
	(円)	(円)	(円)	(%)
総 務 費	577, 822, 264	551, 484, 317	26, 337, 947	95. 44
保険給付費	19, 080, 254, 000	18, 580, 432, 089	499, 821, 911	97. 38
後期高齢者支援金	2, 931, 580, 000	2, 931, 579, 013	987	100.00
前期高齢者納付金	3, 046, 000	3, 045, 864	136	100.00
老人保健拠出金	146,000	144, 333	1,667	98.86
介護納付金	1, 270, 978, 000	1, 270, 977, 624	376	100.00
共同事業拠出金	4, 116, 687, 000	3, 806, 485, 955	310, 201, 045	92.46
保健事業費	200, 217, 122	156, 628, 992	43, 588, 130	78. 23
基金積立金	220,000	8, 944	211,056	4. 07
公 債 費	2, 787, 000	2, 351, 071	435, 929	84. 36
諸 支 出 金	400, 095, 700	392, 461, 361	7, 634, 339	98. 09
予 備 費	23, 607, 914	0	23, 607, 914	0.00
繰上充用金	360, 021, 000	360, 020, 528	472	100.00
計	28, 967, 462, 000	28, 055, 620, 091	911, 841, 909	96.85

(5) 国民健康保険特別会計決算

(単位:千円)

年 度 区 分	平成24年度		
歳 入 総 額A	27, 660, 609		
歳 出 総 額B	28, 055, 620		
歳入歳出差引額C (A-B)	-395, 011		
基金繰入金D	36, 033		
繰 越 金E	0		
国庫負担金等精算額F	-313, 041		
単年度経常収支G (C-D-E+F)	-118, 003		

(6) 保険税

賦課の概要(平成25年4月1日現在)

1 賦課期日 4月1日
 2 賦課方法 3方式

③ 保険税額の計算 所得割額+均等割額+平等割額=保険税額

④ 賦課限度額 医療分51万円、後期高齢者支援分14万円、介護分12万円

⑤ 地方税法第703条の5の規定による国民健康保険税の減額内容 ア 前年中の総所得金額が33万円を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平 等割額の7割相当額をそれぞれ減額する。

イ 前年中の総所得金額が 33 万円に被保険者(当該納税義務者を除く)1 人につき 24 万 5 千

円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の<u>5割相</u> <u>当額</u>をそれぞれ減額する。

ウ 前年中の総所得金額が33万円に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の2割相当額をそれぞれ減額する。

区分	年 度	平成24年度	平成25年度	
医療分	所 得 割 額 (%)	8.3	9. 3	
	被保険者均等割額 (円)	17, 100	18, 500	
	世帯別平等割額 (円)	32, 900	35, 700	
後期高齢者支援分	所 得 割 額 (%)	2. 1	2. 3	
	被保険者均等割額 (円)	6, 900	7, 400	
	世帯別平等割額 (円)	5, 600	6, 000	
介護分	所 得 割 額 (%)	2. 1	2.8	
	被保険者均等割額 (円)	8,000	9, 600	
	世帯別平等割額 (円)	4, 600	5, 600	

(7) 徵収状況 (現年課税分)

年	区分	調定	額(円)	収 納	額(円)	収納率
度			うち居所不明者分		うち還付未済額	(%)
	一般	5, 032, 701, 857	1, 087, 600	4, 824, 050, 859	1, 760, 429	95.84
24	退職	423, 663, 713	0	419, 247, 158	50, 571	98.95
	計	5, 456, 372, 300	1,087,600	5, 243, 298, 017	1,811,000	96. 08

[※] 収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容(24年度)

① 療養の給付

保険証を提示して医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓

口で自己負担額を支払い、残りの治療費等は国保がまとめて医療機関に支払う。

• 義務教育就学前 2割

自己負担割合

- 義務教育就学後 70 歳未満 3 割
- ・ 70歳以上75歳未満 2割(平成26年度より)
 - ※ 平成26年4月1日までに70歳到達した者は1割を継続
 - ※ 現役並み所得者 (課税所得 145 万以上) は3割

② 療養費

次のような場合には、医療費の一部が現金で払い戻される。

・ 輸血時の生血代、移植用臍帯血・骨髄の搬送費用、海外渡航中等急病でやむなく非 保険医にかかった場合、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・き ゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等

③ 入院時食事療養費

入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分(標準負担額)を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。住民税非課税世帯の標準負担額は申請により減額される。

④ 高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が後で国保から世帯主に支給される。限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は高額療養費相当額の療養を現物給付で受けられる。

⑤ 高額介護合算療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額と介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算して限度額を超えた分が後から支給される。

⑥ 移送費

傷病等により移動が困難な人が、療養の給付を受けるため、医師の指示により医療機関にやむを得ず移送され費用がかかった際、移送費が支給される。

⑦ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、39 万円支給される。ただし産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは3万円を加算。妊娠85日以上であれば、死産、流産も対象となる。

⑧ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

⑨ 退職者医療

国保に加入している 65 歳未満でかつ長年会社等に勤めていて年金の受給資格がある人 (退職被保険者本人)とその被扶養者が対象で、自己負担割合は国保一般被保険者と同じ。 被保険者に特段の影響はないが、対象者の療養給付等費用額が、後日社会保険診療報酬 支払基金から支払われる制度となっている。そのため、医療費適正化事業として、退職国 保加入資格のある被保険者について切替作業を行っている。

(9) 三瀬診療所 |2-5|

① 沿革

昭和 26 年 4 月

- 三瀬村国保組合診療所として組織発足
- 三瀬村大字三瀬 2677 番地に診療所建設着工

昭和 26 年 12 月 20 日 診療所(木造瓦葺平屋建 100.75 坪)医師住宅(木造瓦葺

平屋建 23.25 坪) 完成 三瀬村国保直営診療所に改称し

診療開始。

昭和35年7月1日 三瀬村国民健康保険診療所に改称

昭和47年9月19日 診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬2615番地に新築工

事着工

昭和48年5月1日 新診療所で診療開始(診療所 鉄筋コンクリート2階建

400.298 m² 医師住宅 木造瓦葺平屋建 85.598 m²)

昭和54年4月1日 歯科診療開始

平成 14 年 4 月 18 日 三瀬村大字藤原 3882 番地 6 にスマイルセンター (診療

所・保健センター) 完成 5 月 1 日から診療開始診療所分木造瓦葺平屋建555.95 ㎡医師住宅"115.93 ㎡

平成17年10月1日 市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所とし

て診療開始

② 事業概要

ア 診療所開設年月日

平成 17 年 10 月 1 日 (当初 昭和 26 年 12 月 20 日)

イ 医療圏名

佐賀中部保健医療圏

ウ 医療圏人口

349,230人(H25.4.1現在)

工 診療圏面積

三瀬村 70.70 K m²

才 診療圏人口(H25.3月末現在)

1,405 人

力 診療科目(4科)

内科、外科、小児科、歯科

キ 診療時間

平日 9:00~17:45 土曜日 9:00~12:15

(休診:日曜・祝日(歯科は、第2、4金曜日も休診))

ク 病床数

一般病床6床

ケ 医療機器の整備状況

X線撮影装置、血液光化学自動分析装置、超音波診断装置、自動血球計算機、心電計

コ 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

③ 年度別受診者延数

(単位:人)

区 分	24 年度
内 科	5, 766
歯科	3, 183
合 計	8, 949

④ 年度別診療収入状況

(単位:円)

区 分	24 年度
内科	30, 409, 394
歯科	16, 179, 794
合 計	46, 589, 188

19 国民年金 2-2

(1) 国民年金のあらまし

国民年金は昭和 61 年 4 月 1 日から国民全員の「基礎年金」に衣替えされ、従来、別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、国民年金制度に組み入れ、加入者が老齢、障がい、死亡といった場合に基礎年金という共通した年金支給制度とした。

① 加入種別

国民年金にはすべての人が加入することになり、加入者の種別は、次の第1号被保険者から第3号被保険者までの3グループに分けられる。この三者には給付面のほか、保険料納付方式で違いがある。

	第1号被保険者	第2号被保険者	第 3 号被保険者
	日本国内に住んでいる	厚生年金や共済組合に	厚生年金や共済組合に
種	20 歳以上 60 歳未満の自	加入している人	加入されている人に扶養
	営業者や農林漁業従事の		されている妻(夫)で、
別	方とその配偶者、学生な		20 歳以上 60 歳未満の人
	ど(60歳以上及び外国に		
	居住している 65 歳未満の		
	人で任意加入者を含む)		
納			配偶者が加入している制
付	納付書払い・口座振替	給料から控除	度から拠出される
方法	クレジットカード納付	1 一 和がかり行体	(自ら納める必要はありま
仏			せん)

② 国民年金の適用の推移

平成3年4月1日から、20歳以上60歳未満の日本国内に住所がある人のうち、国民年金の適用除外となっている人は、被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者のみとなっているが、国民年金が発足した昭和36年4月1日から国民年金の適用の範囲は、下表のように推移している。

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

_		'	'	•	▼	•
1	(1)被用者年金制度の加入 者	適	用	除	外	強制適用
	(2)その配偶者	任	意	適	用	強制適用
2	(1)国会議員	適用	涂 外	任	意 適 用	強制適用
	(2)その配偶者	任	意	適	用	強制適用
3	(1)地方議会議員	強制適用	任	意	適 用	強制適用
3	(2)その配偶者	強制適用	任	意	適 用	強制適用
4	(1)被用者年金制度の老齢 給付受給権者	任		意	適	用

	(2)その配偶者		任	意	適	用		強	制	適	用
5	(1)被用者年金制度の老齢給 付受給資格期間満了者		任	意	適	用		強	制	適	用
	(2)その配偶者		任	意	適	用		強	制	適	用
6	(1)被用者年金制度の障害 給付受給権者		任	意	適	用		強	制	適	用
	(2)その配偶者		任	意	適	用		強	制	適	用
7	被用者年金制度の遺族給付 受給権者		任	意	適	用		強	制	適	用
8	学生		任	意		適	用			強制	引適用
9	在日外国人	適	用	除	外		強	制	適		用
10	国内在住の 60 歳以上 65 歳 未満の者		適	用	除	外		任	意	適	用
11	海外在住の 20 歳以上 65 歳 未満の邦人		適	用	除	外		任	意	適	用

(2) 被保険者数・適用状況

(単位:人)

										(+	14.7
区分		号被保障 11入被保		被保	C 4th	勞	第1号被任	呆険者資	f格取得	者の内詞	沢
年度	(A) 被保険者数 第1号	(日) 世紀 (日	A + B (C)	保険者数(D)第3号	C+D(E)被保険者総数	学生	適用もれ者	20 歳到達者	からの移行公的年金	その他	計
24	33,744	418	34,162	16,504	50,666	797	1,036	1,283	4,495	1,359	8,970

(3) 保険料収納状況

年 度	対象月数	納付月数	納付率(%)	佐賀県(%)
24	249,584	155,779	62.4	62.8

(4) 保険料免除状況

(単位:人)

区分		tota . H	免除被保険者数							免除	佐
	第1号 被保険			申請免除						率	賀県
年度	者数 (A)	法定免除	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	納付猶予	学生 納付 特例	計 (B)	(B) (A) (%)	% %
24	33,744	2,724	5,708	779	394	194	936	3,971	14,706	43.6	41.9

(5) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位:千円)

区分	老師	龄基礎年金	障領	障害基礎年金		族基礎年金	合 計		
年度	件数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金額	
24	48,072	33,174,433	4,500	3,958,273	561	433,617	53,133	37,566,322	

(6) 福祉年金支給状況

年度	受給者数(人)	総年金額(円)
24	1	402,900

(7) 寡婦年金支給状況

年度	受給者数(人)	総年金額(円)
24	90	41,287,400

(8) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年 金 額	所得制限
老	・原則として65歳から。・保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合わせて25年以上あること。	・満額で年786,500円 加入可能期間(昭和16年4月2日以降生まれの人は40年)中に保険料未納期間や 免除期間があれば、その分は減額となる。	なし
論基礎年金	786,500円 × 加入可能年数×1	$ imes rac{3}{4} +$ 保険料 $1/4 \times rac{5}{8} +$ 保険料 $3/4 \times rac{7}{8}$	老齢基礎 年金額
	H21.3月までの適用 保険料全額免除3分の1 保険料半額納付3分の2 保険料	4分の1納付2分の1 保険料4分の3納付6分	う の 5
障害基礎年金	・対象者は、20歳以上で国民年金法の障害等級表の1・2級に該当する者。なお、20歳前からの障害者には、本人について所得制限が設けられている。 ・初診日前に保険料納付済期間(免除期間を含む)が初診日の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成28年3月31日までは、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。	 1級障害基礎年金=983,100円 2級障害基礎年金=786,500円 18歳未満の子の加算 1人=226,300円 2人=452,600円 3人以上=452,600円+1人増すごとに75,400円 	*基(年裁20)限・基基(年裁20)限・基本のび障得・はのび障得・はあり、
特別障害	・下記の人で、任意加入をしていなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。	 ・障害基礎年金1級に該当する者 月額49,500円 ・障害基礎年金2級に該当する者 月額39,600円 	あり
1給付金	① 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者② 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生		
遺族基礎	・次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子(18未満または1・2級の障害がある20歳未満)のある妻か子 ① 保険料の納付期間(免除期間を含む)が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成28年3月31日までは、死亡の属する月の	・ 妻の年金額=786,500円 子の加算額 1人=226,300円 2人=452,600円 3人以上=452,600円+1人増すごとに75,400円	あり
年金	前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 ② 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。(生計維持の認定基準は、死亡時に妻の年収が850万円未満)		
寡婦年金	・第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けないで死亡したときに、10年以上婚姻期間がある妻が60歳から65歳まで受けられる。(年収850万円未満の妻)	夫が受けることができた老齢基礎年金 の3/4	あり
死亡一時金	 第1号被保険者としての保険料を3年以上納めた人が何の 年金も受けないで死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金 及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納 付期間に応じて支給。 	 保険料納付期間が36月以上180月未満 =120,000円等、納付済期間によって金額が決定される 	なし
老齢福祉年金	・昭和36年4月1日の国民年金発足当時すでに高年齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治44年4月1日以前に生まれた人に70歳から支給される。	年金額 402,900円 (月額) 33,575円	受給権者、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
未支給年金	受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同じくしていた遺族に支給。		なし

20 後期高齢者医療制度 [2-2]

(1) 後期高齢者医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、保険証1枚で誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、 近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られる ようになった。

このような状況に対応するため、平成 18 年 6 月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成 20 年 4 月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象とした独立した医療制度であり、それまでの老人医療制度で不明確であった高齢者自身の医療費の費用負担について、患者負担分を除き現役世代からの支援金が 4 割、公費 5 割のほか、高齢者からの保険料が 1 割と現役世代と高齢者の負担割合が財政運営の面で明確となり、制度運営については、後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

(2) 運営主体

後期高齢者医療広域連合

※ 保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。

(3) 被保険者

- ① 75歳以上の人
- ② 65歳以上で一定の障がいのある人(ただし、申請し広域連合の認定を受けた人) (平成25年3月末現在)

	65歳~69歳	70歳~74歳	75歳~79歳	80歳~84歳	85歳~89歳	90歳~94歳	95歳~99歳	100歳~	計
佐賀市	265	439	11,052	9, 253	5,780	2, 347	714	130	29,980
<i>杜</i> 智里	754	1 592	42 625	35. <i>7</i> 61	23 457	9 919	2 858	515	117 481

(4) 保険給付の内容(25年度)

① 療養の給付

保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。

自己負担割合 外来・入院とも医療費の1割(ただし、現役並み所得者は3割)

② 療養費

やむを得ない事情で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に 被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った 分から一部負担金等相当額を除いた一定額について現金で払い戻される。例として輸血時 の生血代、急病でやむなく被保険者証を持たずに受診したとき、医師が認めたコルセット 等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等の場合に支給される。

③ 入院時食事療養費

保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分(標準負担額)を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

④ 入院時生活療養費

保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の 自己負担分(標準負担額)を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

⑤ 高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。

⑥ 高額介護合算療養費

被保険者の属する世帯が、後期高齢者医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部 負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合 及び介護保険者から支給される。

⑦ 移送費

移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難な人が療養の給付を受ける ため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたときは、広域連合から移送費が支給される。

(8) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5) はり・きゅう施設利用助成

佐賀市の事業として、市内に居住する後期高齢者医療の被保険者の方に、はり・きゅう施設の利用に際して助成を行う「はり・きゅう施設利用証」を交付している。

佐賀市指定の施術院で、施術の際に後期高齢者医療被保険者証と利用証を提示することで、1回の施術につき 1,000 円の助成を年間 36 回まで受けることができる。

利用証	施術回数 市負担金交付額 利用証交付率		1人当たり		
交付人員	加四門巴安久	(決算額)	(A) /	利用回数	
(A)	(B)		被保険者数	(B) / (A)	
1,691	13,051	13, 051, 000	5.64%	7.72	

けり・きゅう施設知用状況

※ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの実績

(6) 健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症(高脂血症)などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

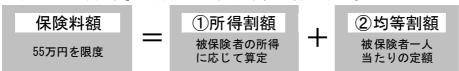
平成24年度健康診查受診者数

	受診者数(人)	被保険者数(人)	受診率
佐賀市	2, 182	28, 469	7. 66%
県全体	13, 474	91, 985	14.65%

(7) 保険料

- ① 賦課期日 每年4月1日
- ② 保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。



所得割額=賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率 (9.6/100) 確定保険料 均等割額= 49,500円 (55万円を限度)

※ 賦課のもととなる所得金額=前年中の所得-33万円

- ③ 保険料の軽減内容
 - ア 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が一定金額を超えない場合は、均等割額が次の基準で軽減される。

i 2割軽減

前年中の減額対象所得が世帯の被保険者全員の数×35 万円+33 万円を超えない世帯の被保険者

ii 5割軽減

前年中の減額対象所得が世帯主を除いた被保険者の数×24.5 万円+33 万円を超えない世帯の被保険者

iii 8.5 割軽減

前年中の減額対象所得が、33万円を超えない世帯の被保険者

- iv 9割軽減
 - 8.5 割軽減世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者の全員が年金収入 80 万円以下 (その他の各種所得はない)の世帯の被保険者
- イ 所得割額の軽減

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は所得割額が5割軽減される。

ウ 被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれません。)の被扶養者だった人は、それまでは保険料を負担されていなかったことから、均等割額を9割軽減し、所得割は賦課されない。

④ 保険料の納め方

年金支給額が年額 18 万円以上の方で、介護保険料とあわせた保険料額が対象となる年金の支給額の2分の1を超えない方は原則として年金からの差し引き(特別徴収)となる。 それ以外の場合は個別に金融機関等の窓口や口座振替(普通徴収)で納める。

なお、特別徴収の人も手続きにより口座振替に変更することができる。

(8) 保険料収納状況

	種別	特別徴収 (円)	普通徴収 (円)	合 計 (円)	特·普合計収納率 普徴収納率
佐賀市	調定	1, 189, 636, 800	846, 485, 500	2,036,122,300	99.80
	収納	1, 189, 636, 800	842, 459, 711	2,032,096,511	99.52
県全体	調定	4, 301, 410, 300	2, 349, 698, 000	6,651,108,300	99.56
	収納	4, 301, 410, 300	2,320,810,875	6,622,221,175	98.77

(9) 老人保健医療

後期高齢者医療制度の施行に伴い、老人保健医療制度は廃止されることとなったが、後期高齢者医療制度の施行後3年間は老人保健医療特別会計を設けるものとされており、平成20年3月までの診療等に係る月遅れ請求分や過誤調整分の医療給付を行なっている。

平成23年度からは老人保健医療制度廃止後3年が経過したことで、老人保健医療特別会計を廃止し、一般会計により医療の給付を行う。

佐賀市立富士大和温泉病院 [2-5]

佐賀市立富士大和温泉病院は、昭和 23 年 4 月に旧松梅村、旧小関村、旧南山村の共立病院として、無医村地域の医療環境の向上を図るために開設されました。平成 14 年 7 月には現在の場所に移転新築し、国民健康保険直営診療施設として医療・保健・福祉の連携をさらに強化して、地域包括ケアの理念に基づく医療サービスの提供を行っています。

当初開設以来、結核病床、伝染病床、介護療養型病床等の社会要請に応えながら病棟再編を

重ね、設置主体も共立病院組合(旧富士町、旧大和町)、佐賀市という変遷を辿りながら、現在も安定的・持続的な中山間地(日常診療圏:富士町、大和町北部(松梅地区)、三瀬村)の地域医療を提供しています。



(平成14年7月移転新築・供用開始)

(1) 施設概要

- ① 名 称 佐賀市立富士大和温泉病院
- ② 所 在 地 佐賀市富士町大字梅野 1721 番地 1
- ③ 敷地面積 18,245.97 ㎡
- ④ 建築面積 4,765.09 ㎡
- ⑤ 延べ床面積 8,391.99 ㎡ (1床当り85.63 ㎡)
- ⑥ 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上3階(一部4階)

(2) 事業概要

① 診療科目 (9 科)

内科(総合診療、人工透析含む)、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、 眼科、リハビリテーション科、放射線科

② 病床数 (98 床)

2階:一般急性期病床 54床(うちHCU室5床、特別室2床)

3 階:療養病床 44 床 (医療 44 床)

③ 医師数 (常勤医師 10 人)

内科 8 人 (専門分野:消化器 2 人、呼吸器 1 人、膠原病・アレルギー1 人、腎臓 1 人、 血液 1 人、総合診療 2 人)、外科 1 人、整形外科 1 人

④ 診療時間

平 日 9:00~17:00 (眼科:月、金の午前中)

土曜日 9:00~12:00

⑤ 休 診

日曜日、祝日、年末年始、土曜日午後

⑥ 病院の性格

国民健康保険直営診療施設、不採算地区病院、救急告示病院、佐賀大学医学部附属病院 地域総合診療センター(総合診療科)

⑦ 附帯事業/介護保険(居宅・介護予防)サービス事業所

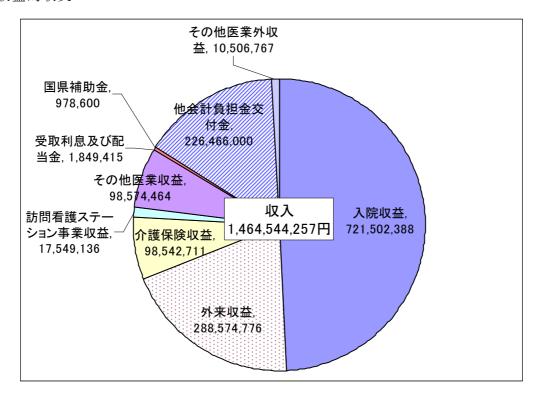
事 業 所 名	営業日 (曜日)
ケアマネジメントふじ (居宅介護支援)	月~金
訪問看護ステーションふじ (訪問看護)	月~土
訪問リハビリテーションふじ (訪問リハビリテーション)	月~金
リハビリセンターふじ(通所リハビリテーション定員 60 名)	月~土

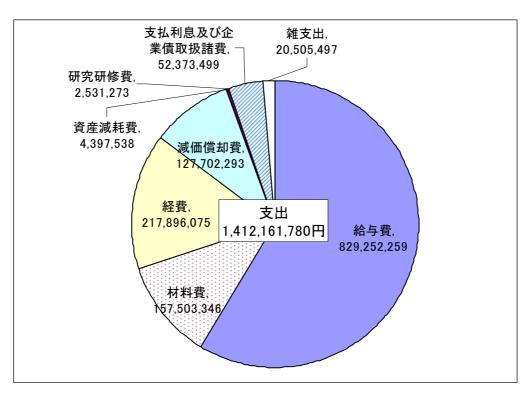
(3) 業務状況

区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
摘要					
病床利用率	%	73. 9	74. 2	77. 3	83.9
うち 一般病床	%	67.8	70.6	73.9	85. 6
うち 療養病床	%	81.4	78. 7	81.5	81.8
平均在院日数 (一般病床)	日	19.9	20.3	19.0	18.9
延べ入院患者数	人	26, 434	26, 549	27, 736	30,010
延べ外来患者数	人	42, 219	41, 888	42, 175	47, 078
1日平均入院患者数	人	72.4	72.7	75.8	82. 2
1日平均外来患者数	人	144. 1	142.5	143.0	160.7

(4) 平成 24 年度決算状況

① 収益的収支

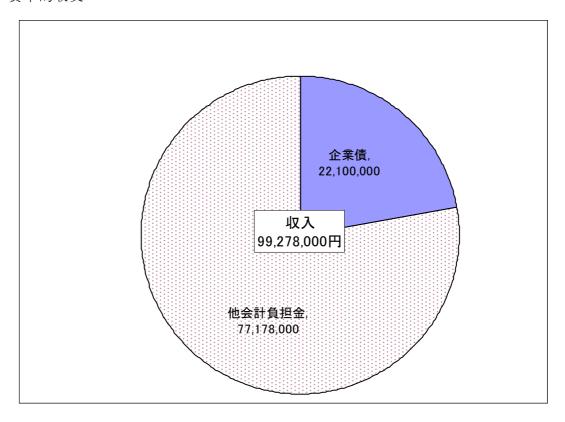


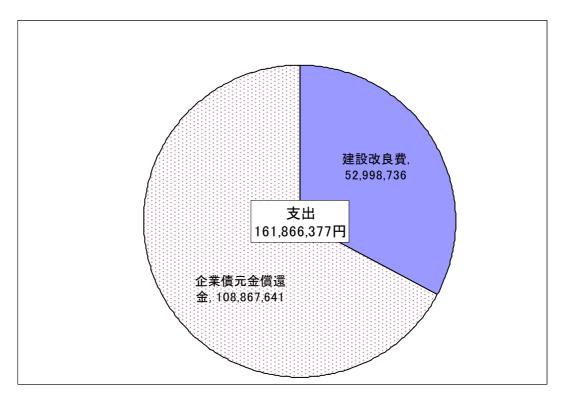


平成 24 年度経常損益 平成 24 年度純損益 平成 24 年度末累積欠損金

52, 382, 477 円 52, 382, 477 円 ▲ 1, 014, 492, 759 円

② 資本的収支





平成 24 年度末企業債残高

2,479,301,615 円